

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 30 日)
(第 23 号)

第 23 号
9 月 30 日

令和4年

三重県議会定例会会議録

第23号

○令和4年9月30日（金曜日）

議事日程（第23号）

令和4年9月30日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 川口 | 円 |
| 2 | 番 | 喜田 | 健児 |
| 3 | 番 | 中瀬 | 信之 |
| 4 | 番 | 平畑 | 武 |
| 5 | 番 | 石垣 | 智矢 |
| 6 | 番 | 小林 | 貴虎 |
| 7 | 番 | 山崎 | 博 |
| 8 | 番 | 中瀬古 | 初美 |
| 9 | 番 | 廣 | 耕太郎 |
| 10 | 番 | 下野 | 幸助 |
| 11 | 番 | 田中 | 智也 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 12 | 番 | 藤 | 根 | 正 | 典 |
| 13 | 番 | 小 | 島 | 智 | 子 |
| 14 | 番 | 野 | 村 | 保 | 夫 |
| 15 | 番 | 木 | 津 | 直 | 樹 |
| 16 | 番 | 田 | 中 | 祐 | 治 |
| 17 | 番 | 野 | 口 | | 正 |
| 18 | 番 | 倉 | 本 | 崇 | 弘 |
| 19 | 番 | 山 | 内 | 道 | 明 |
| 20 | 番 | 山 | 本 | 里 | 香 |
| 21 | 番 | 稻 | 森 | 稔 | 尚 |
| 22 | 番 | 濱 | 井 | 初 | 男 |
| 23 | 番 | 森 | 野 | 真 | 治 |
| 24 | 番 | 津 | 村 | | 衛 |
| 25 | 番 | 杉 | 本 | 熊 | 野 |
| 26 | 番 | 藤 | 田 | 宜 | 三 |
| 27 | 番 | 稻 | 垣 | 昭 | 義 |
| 28 | 番 | 石 | 田 | 成 | 生 |
| 29 | 番 | 村 | 林 | | 聡 |
| 30 | 番 | 小 | 林 | 正 | 人 |
| 31 | 番 | 服 | 部 | 富 | 男 |
| 32 | 番 | 谷 | 川 | 孝 | 栄 |
| 33 | 番 | 東 | | | 豊 |
| 34 | 番 | 長 | 田 | 隆 | 尚 |
| 35 | 番 | 奥 | 野 | 英 | 介 |
| 36 | 番 | 今 | 井 | 智 | 広 |
| 37 | 番 | 日 | 沖 | 正 | 信 |
| 38 | 番 | 舟 | 橋 | 裕 | 幸 |
| 39 | 番 | 三 | 谷 | 哲 | 央 |

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 40 | 番 | 中 村 | 進 一 |
| 41 | 番 | 津 田 | 健 児 |
| 42 | 番 | 中 嶋 | 年 規 |
| 43 | 番 | 青 木 | 謙 順 |
| 44 | 番 | 中 森 | 博 文 |
| 45 | 番 | 前 野 | 和 美 |
| 46 | 番 | 山 本 | 教 和 |
| 47 | 番 | 西 場 | 信 行 |
| 48 | 番 | 中 川 | 正 美 |
| 49 | 番 | 舘 | 直 人 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | |
|------------------|---------|
| 事務局長 | 坂 三 雅 人 |
| 書 記 (事務局次長) | 畑 中 一 宝 |
| 書 記 (議事課長) | 前 川 幸 則 |
| 書 記 (企画法務課長) | 小 野 明 子 |
| 書 記 (議事課課長補佐兼班長) | 佐 竹 宴 |
| 書 記 (議事課班長) | 藤 堂 恵 生 |
| 書 記 (議事課主幹) | 櫻 井 彰 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | |
|---------|---------|
| 知 事 | 一 見 勝 之 |
| 副 知 事 | 廣 田 恵 子 |
| 副 知 事 | 服 部 浩 |
| 危機管理統括監 | 日 沖 正 人 |
| 防災対策部長 | 山 本 英 樹 |
| 戦略企画部長 | 安 井 晃 |
| 総 務 部 長 | 高 間 伸 夫 |

| | |
|----------------|---------|
| 医療保健部長 | 中 尾 洋 一 |
| 子ども・福祉部長 | 中 村 徳 久 |
| 環境生活部長 | 中 野 敦 子 |
| 地域連携部長 | 後 田 和 也 |
| 農林水産部長 | 更 屋 英 洋 |
| 雇用経済部長 | 野 呂 幸 利 |
| 県土整備部長 | 若 尾 将 徳 |
| 最高デジタル責任者 | 田 中 淳 一 |
| デジタル社会推進局長 | 三 宅 恒 之 |
| 医療保健部理事 | 小 倉 康 彦 |
| 環境生活部廃棄物対策局長 | 小見山 幸 弘 |
| 地域連携部スポーツ推進局長 | 山 川 晴 久 |
| 地域連携部南部地域活性化局長 | 下 田 二 一 |
| 雇用経済部観光局長 | 増 田 行 信 |
| 県土整備部理事 | 佐 竹 元 宏 |
| 企 業 庁 長 | 山 口 武 美 |
| 病院事業庁長 | 長 崎 敬 之 |
| 会計管理者兼出納局長 | 佐 脇 優 子 |
| 教 育 長 | 木 平 芳 定 |
| 公安委員会委員長 | 長 江 正 |
| 警 察 本 部 長 | 佐 野 朋 毅 |
| 代表監査委員 | 伊 藤 隆 |
| 監査委員事務局長 | 紀 平 益 美 |

| | |
|-----------|---------|
| 人事委員会委員長 | 降 旗 道 男 |
| 人事委員会事務局長 | 天 野 圭 子 |
| 選挙管理委員会委員 | 富 永 健 |
| 労働委員会事務局長 | 中 西 秀 行 |

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。29番 村林 聡議員。

〔29番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○29番（村林 聡） おはようございます。

度会郡選挙区選出、自由民主党会派、村林聡です。早速、質問に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

1番として、現代の生活様式に合わせた既存集落づくりに入ります。

私は、昨年11月に代表質問をさせていただきました。その中で、三重県への人口定着について、地学に基づくまちづくり・既存集落の再整備という質問をしました。

内容を改めて簡単に説明します。

例えばの例として、三重県のリアス式海岸における漁村を挙げました。海と山に挟まれた大変狭い土地にあるため、1軒ごとの敷地が狭く、玄関の近くまで車で入れません。空き家が増えてきているわけですから、2軒を1軒分の敷地として再造成したり、玄関の近くまで車が入れるように道を広げた

りといったことをして、古くからある既存の集落を現代の生活様式に合うようにしていきましょうという提案でした。また、その際には、併せて地学的に見てより災害に強い集落づくりもしていきましょうとも申し上げました。

この構造は漁村に限ったものではなく、地域差や課題に差はあれど、古くからある既存の集落に若い人が住まなくなっている現状を見れば、三重県中、いや、日本中の古くからある集落ではどこもが抱えている問題なのです。ですから、次期総合計画強じんな美し国ビジョンみえ・みえ元気プランにしっかりと位置づけて取り組んでいていただきたいという質問でありました。

なお、既存集落の再整備という言葉が、どうも集落の再編統合の話であると誤解させてしまうことがあるようです。私には全くそういった意図はありません。ですので、より誤解を招きにくい表現、現代の生活様式に合わせた既存集落づくりという言葉を使っていくこととします。

そして、大変ありがたいことに、この現代の生活様式に合わせた既存集落づくりについては、戦略企画雇用経済常任委員会からの知事への申入れに盛り込んでいただきました。戦略企画雇用経済常任委員会の皆さん、ありがとうございます。

では、お伺いします。

現代の生活様式に合わせた既存集落づくりについて、ビジョン・プランへの反映状況と、今後どう取り組むのか、また、前回の御答弁では、市や町の意見をよく聴いて検討するとのことでしたが、市や町の意見はどうだったのかお聞かせください。御答弁をよろしくお願いします。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 既存集落づくりについて県としてどのように対応していくのか、また、市町の意見はどうかということについてお答えいたします。

まず、現状認識から申し上げますけれども、農山漁村や中山間地域に点在する既存集落では、多くの地域で過疎化、高齢化が著しく進んでおりまして、生産年齢人口の減少とそれに伴う集落機能の低下や、移動手段的確保が難し

くなる中で買物や通院、通学に支障を来すといった影響が顕在化してきております。

県としましては、人口減少対策を進める上で定住の促進は必要不可欠な取組と位置づけておりまして、そうした観点からも、既存集落を含め地域の皆さんが住み慣れたところで安全・安心に、元気に暮らしていけるよう、市町をはじめ多様な主体と連携し、役割分担をしながら対策に取り組んでいるところでございます。

一方、県の人口ビジョンでは、必要な対策を講じ、仮に合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合でも、2050年の県全体の人口は144万人、うち南部地域は19万人と推計しております。

人口減少対策に全力で取り組んでまいりますけれども、同時に、人口の減少は長期にわたり続くことから、そのことを前提に、今から20年後、30年後を見据えた地域社会の在り方を検討していく必要があると考えておりまして、強じんな美し国ビジョンみえやみえ元気プランにも、そうした考え方を盛り込んだところでございます。

このため、今後、29市町が参画するみえ人口減少対策連携会議の中で問題提起を行い、中長期的な地域づくりの方向性につきまして、それぞれの市町で検討していただくよう働きかけるとともに、県も一緒になって考えていきます。

具体的には、自治体の税収や地域の担い手の減少が見込まれる中で、例えば、道路や河川などインフラを継続的に維持管理していくにはどうすべきか、上下水道やごみ処理などの公共サービス、医療、福祉などの生活関連サービスを効率的に提供するにはどうすればいいか、こういった観点から議論を深めていただくことを想定しております。御質問いただきました既存集落づくりにつきましては、こうした取組の中で一体的に検討していく必要があると考えております。

既存集落づくりに関する市町の意見につきましては、6月に公表しましたビジョンとプランの最終案に対し、一部の町から、既存集落の環境整備が人

口減少対策、若者定住対策になるとの意見をいただいております。

また、別途実施しました各市町への意見照会の中では、コンパクト化や空き家対策などに取り組むべき、あるいは住民の意向を踏まえた検討が必要である、さらに、都市計画制度に関する意見など様々な御意見をいただいております。

いずれにしましても、既存集落づくりについては、市町がまず住民の皆さんの意向を把握し、地域においてその取組方向を共有した上で、主体的に取り組んでいくことが基本と考えております。先ほど申し上げました中長期的な地域社会の在り方に関する検討が進められる中で、県の役割について市町としっかり議論してまいりたいと考えております。

〔29番 村林 聡議員登壇〕

○29番（村林 聡） 御答弁いただきましたけれども、幾つかちょっと気になることもおっしゃっていましたね。

定住の取組は不可欠と言ってくくださったのは、大変ありがたい。まず定住が必要だということを、以前から、前回の代表質問でも申し上げてきました。

しかし、20年から30年後を見据える中で行政サービスが維持できるのかという中で、コンパクト化の議論みたいな話を一体的にやるとおっしゃいましたね。

するなとは言いませんけど、先ほどの集落の再編統合みたいな話は私は大反対で、何百年もかけてそこに住んでいる意味というのがあるわけですので、それをもう一度大事にしっかり考えてもらう。そこにも地学的な意味があって、大災害を乗り越えながらも、そこに集落が残ってきた意味というのも考えてもらわなければなりません。それを、ただの経済原理で、税金が高い安いみたいな話で切り捨てていいものではないと私は考えています。

コンパクトというのは、これまでコンパクトシティとって、後ろにシティという言葉がついてきました。コンパクト化というのは、まずシティでやってください。タウンやビレッジに持ち込むのは、ちょっと待っていただきたいと思います。ぜひ中心市街地の活性化みたいな話で、シティのほうで

その辺はまず検討していただきたいと思います。

確認ですけれども、ビジョン・プランに文言としての明記はできなかったということでもいいですよ。やるのかやらないのかということであれば、市町との連携会議の中で、今後、議論しながら検討していくということでもいいですよ。市や町の意見を聴いた中には、一部の町から意見があったという事実があったという答弁でよかったということですね。

今、部長がうなずいていただいておりますので、気になるところはありましたけれども、やるやらないでいえばやると言っていただきましたので、ぜひこれから市や町とも役割を分担する中で、しっかり県としての役割も果たして、努めていただきますように要望いたします。

では、次の項目へ移ります。

次の項目、2番、人口流出への本質的な対策に向けてに入ります。

南部地域活性化局に戦略企画的機能を持たせて、人口流出への本質的な対策をできるようにしてくださいということを度々提言してきました。

しかし、残念ながら、活性化という曖昧な言葉に引っ張られてしまうのか、人口流出対策の本質に迫るような事業を行うことができない状態が続いています。

例えば、私の考える具体的な人口流出対策の一例としましては、先ほどの項目で質問した、現代の生活様式に合わせた既存集落づくりが当たります。残念ながら、県からこうした根本的な対策が出てこないというのが現状です。

そこで、お伺いします。

県庁内の人口流出対策における司令塔機能を充実させるべきであると提案します。例えば、現在の司令塔である人口減少対策課を拡充し、人口減少対策局を設置して、その中に人口流出対策課をつくってはいかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 人口減少に関しましては、やはり対策というか、要素がいろんなところにまたがるわけでございます。例えば雇用もそうですし、そ

れから住民サービスもそうです。医療もそうですし、農林水産業もそうです。あります。

そういったことでありますので、県庁の中に今年の3月ですけど、人口減少対策推進本部という形を取りまして、全庁横断で人口減少対策をしっかりと考えていこう、自然減の対策、社会減の対策を考えていこうとしたわけでございます。

今までは担当部局というのがなかったわけでございますので、人口減少対策課というのをこの4月からつくって、関係部局と話をしながら進めているということでもあります。

また、市町との関係も、先ほど部長申し上げましたけど、みえ人口減少対策連携会議というのをづくりまして、必要な対策を検討するとしています。また、国に対しても積極的な提言をしております。この間の知事会議でも、私から申し上げたところでございます。

まずは、この人口減少対策課にしっかりと活動してもらって、各部局の施策を横串で貫いて、三重県としての人口減少対策をしっかりとつくり上げていきたいと考えております。

[29番 村林 聡議員登壇]

○29番（村林 聡） 御答弁いただきましたけれども、現在の人口減少対策課でまずしっかりやりたいという答弁にとどまったと聞こえました。

人口減少対策という言葉は出てくるんですが、私は、この間の代表質問でも申し上げましたように、特に三重県の南部においては人口流出こそが問題の本質でありまして、人口減少という言葉ばかりで人口流出のところの対策が弱いと感じているわけです。

ですので、戦略企画機能としてぜひ人口流出のところに横串を刺してほしいと、今回、質問させていただいたわけですが、再質問させてください。

そこの横串というのは、現状の人口減少対策課でもきちんと人口流出に、今後、対策していけるとお考えでしょうか。

○知事（一見勝之） 人口流出に関しましては、先ほど答弁で申し上げました

けれども、社会減の対策のうちの一つでございますので、それについても人口減少対策課が取りまとめをするということでございます。

例えば、移住の件数なんかも調べておりますが、令和3年の移住の件数を見ますと、人口1万人当たりの移住ですが、三重県北部は2.2人ということですが、南は7.1人と南が優位性を持っているところもございます。

これはなぜ優位性を持っているのかということも分析をせないかんわけですが、それをさらに伸ばして行って南に移住してもらおうということも重要ですし、議員御指摘のように、そもそも南に住んでおられる人が流出しないようなやり方を考えていく、それには雇用も重要ですし、医療も重要だということで、どういう施策を取っていくのかということもこれからしっかりと考えておくことにしております。

[29番 村林 聡議員登壇]

○29番（村林 聡） 後半の、そもそも南部地域からの流出を防ぐというお話をしていただいたのは、大変ありがたいと思います。

社会減対策としてまず移住を先ほども挙げられましたけれども、規模が全く違います。例えば私の住んでいる南伊勢町で言いますと、子どもが3人生まれたら2人出ていってしまうんですね。世代を経るごとに3分の1になってしまうんです。そんな地域で移住が可能でしょうか。移住でその地域を維持することは可能でしょうか。根本的な部分の対策にはならないと思います。

プラスアルファとしてしっかりやっていただきたいと思いますが、地域社会を支えるという意味では、先ほどおっしゃった、南部地域からの人口流出の部分をそもそも対策していく。先ほど戦略企画部長が前のところでもおっしゃった、定住の取組を進めるというようなところが非常に大事になるわけですが、先ほどの御答弁では人口減少対策課の中に社会減対策がきちんと横串として入っておるので、そちらで進めるという答弁だったと理解します。

今回、答弁ではしっかり明言してもらえませんでしたけれども、今言った

ような機能を戦略企画的に、先ほど知事のほうからも対策の要素が多岐にわたるのでという答弁がありましたように、必要な機能でありますので、ぜひとも検討いただくように要望させていただきます。

そのときに、これまで南部地域といった面的な広がりでの対策をしてきたわけなんですけれども、人口流出に関しては実態としてのデータ、数字を把握して、特に深刻な市や町へ手厚く支援していくべきであると提案し、要望します。

さらに、再質問をします。

おとつい、この本会議場にて知事から、南北格差はないと思っている旨の発言がありました。このことについて再質問いたします。

これまで私は、南部地域の苦しい生き残りをかけた必死の状況について一生懸命訴え、議論してきました。私をこの場に立たせてくださっているたくさんの方の皆さんの思いを代弁してきたものであり、今回の南北格差はないとする知事発言をこのままにすることはできません。

当日の知事答弁の文脈から私なりに解釈しますと、1、南北格差はある、2、それは、地域ごとに特性の違いがあるからだ、3、南部地域は観光においては優位性があると言うべきところであったのであり、知事の真意はこういうことだったのではないかと推察します。

そこで、お伺いします。

知事は、南北格差はないとする発言を撤回し、真意がより伝わりやすい言葉で表現されるべきと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○知事（一見勝之） 北部と南部、三重県には、差異、差はあると思います。例えば、先ほど移住件数を申し上げましたけれども、南でいうと令和3年の調査ですけれども、北は1万人当たり2.2人であります。南は7.1人。所得でいうと、これはちょっと古いんですが、平成30年度の調査でありますけれども、これでいきますと、北は324万7000円に対して南は250万9000円であります。これは平成30年度の調査です。観光も含めて、それぞれ優位性を持つ分

野というのがあると思っています。

このように、差異はあるんですけど、格差というのは、国語辞典で調べてみましたけど、格付、等級、レベルなどの差や違いということでもあります。

私は、差はありますけど、地域に序列をつけるべきではないと思っています。私自身、三重県の北の出身ではありますが、家族は三重県の南の出身、私の兄弟も当然北の出身でありますけど、兄弟の家族は南の出身であります。三重県を分断するような言葉というのは、私は避けたほうがいいのではないかなと思っています、差異はあるということをお願いしたいと思います。

例えば、さっきの所得で申し上げますと、東京都の所得は541万5000円。東京都には東京都の発展の仕方があると思いますし、三重県には三重県の発展の仕方があると思います。南部には南部の発展の仕方があると思うし、北部には北部の発展の仕方がある。それぞれ発展していくこと、これが私は大事だと思って、そういう趣旨で申し上げたものでございます。

〔29番 村林 聡議員登壇〕

○29番（村林 聡） 御答弁いただきました。

格差という言葉は、格付、秩序をつけることになるので、分断する言葉になるので使いたくないという御答弁だったと思います。

しかし、南部地域の深刻な状況、例えばこの県政レポートの一文、未来を拓くひとづくりの評価結果、「『若者の定住率』については、88.42%となり、目標値を達成しました。ただし、県南部地域では県全体の数値を大幅に下回る55.86%となっています」というようなデータもあります。こういったところが本当に深刻なことなのでありまして、格差という言葉が消せばこの問題がなくなるわけではありません。

言葉狩りみたいに、この言葉はよくない言葉だから使うのをやめましょうとあって、逆に問題を覆い隠されても困ります。ですので、仮に知事が格差という言葉を使うのをやめたいとおっしゃるのであれば、それは格差がないというのではなくて、格差に代わる新しい言葉として、この深刻な南部地域の状況を表す新しい言葉で表現してもらえば必要があると考えます。

もう一度お聞きしたいと思います。であるならば、格差はないではなく、南部地域の本当に生き残りをかけた厳しい状況に理解を示して、寄り添ってくださるような言葉も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（一見勝之） 南部の状況、これを何とか発展させなきゃいけない、北も同じなんですけれども、南部の状況のほうが人口の増減でいうと確かに厳しい状況であります。

ただ、私自身はこの言葉をほかの人に使うなどと言っているわけでは全くありませんけれども、私自身はレベルとか等級とかの意味を表す格差という言葉は使いたくないんですということでありまして、あえて申し上げるならば、さっき申し上げたような差異というような言葉があると。人口減少が急激であるというようなことも言えるかもしれません。それぞれ個々の事案に応じて、言葉はあると思います。ただ、言葉でどうするというのではなくて、議員がおっしゃっているように、人口減少が相当急激である、それをどうやったら緩やかにできるのか、こちらのほうが私は大事やと思っております。

〔29番 村林 聡議員登壇〕

○29番（村林 聡） ですから、それを格差はないというのではなくて、格差という言葉を使うのをやめるのであれば、個人として人には押しつけない、知事としては格差という言葉では表現したくない、今おっしゃったことは一定理解できるわけなんですけれども、であるならば、先ほどおっしゃったような差異では弱いです。違いはあって当たり前ですから、その違いによって深刻な問題も起きているんだということを表すような言葉をやはりきちんと使っていただく必要があると思います。

今、この場でこれ以上聞いていって、この場で新しい言葉を生み出せと言ってもそれは無理だと思いますので、私の思いも伝わったと思いますので、私も一定理解できる場所がありましたので、また議論は続けさせていただきたいと思うんですけれども、今のような単なる差異ではなく、優位性もあるかもしれないけれども、その差異で深刻な問題も起きているのだから、そこにきちんと対策していくのだということが分かる表現を、ぜひ県民の皆

さん、特に南部の皆さんに分かるような言葉で、今後、誤解しにくい分かりやすい表現に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

ここのところが、観光政策についてのところの議論でしたので、ちょっと要望しておきたいんですけれども、人口流出の観点から観光政策について要望しておきます。

それは、そこに住んでいる人がよいと思っていない場所に、外から人が呼び込めるのだろうかということです。このことは、観光だけではなくて、先ほどから議論のあった移住にも言えることです。

その地域に生まれ育った人が住み続けられるという基礎がまずなければ、魅力ある観光は成り立たない。あるいは、少なくとも両輪で進めるべきものという認識を持っていただきますようお願いいたします。

再質問まで求めませんが、知事、もし同意できるんだったらうなずいていただきたいんですけれども、よろしいですか。うなずいていただきました。ぜひこの認識で、今後、進めていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

では、ちょっと時間が押してきましたので、次の項目へ移ります。

今後『新型コロナかも？と思ったら』の周知広報という項目に入ります。

コロナ禍が長引く中で、できるだけ行動規制はしないでありますとか、全数把握を見直して簡略化しますといった話になってきています。長引くコロナ禍の中で、対応が様々に変わってきているわけです。これは県民の皆さんからしますと、それでは今現在、体調が悪くなったときに具体的にどう行動したらいいのかが分かりにくくなっていると感じます。

そして、こういう内容は1枚紙で各御家庭の冷蔵庫に貼れるような形で、分かりやすく周知広報に努めるべきものであると考えます。

そこで、お伺いします。

今現在、体調が悪くなら県民としてどう行動したらよいのか、改めてこの場で、例えばテレビを御覧の皆さんにも分かるように教えてください。そして、あわせて、このことは分かりやすく周知広報をしていくべきと考え

ますが、今後の取組についての御答弁をお願いします。

〔小倉康彦医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（小倉康彦） 新型コロナウイルス感染症に関する広報等についてお答えいたします。

せき、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、まずはかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談、予約した上で、受診をお願いしております。

かかりつけ医を持たない場合には、県のホームページのトップ画面からアクセス可能な三重県新型コロナウイルス感染症特設サイトにおいて、診療・検査医療機関を検索して受診いただくか、受診・相談センター、保健所に電話をいただければ、受診可能な医療機関を紹介しております。

あわせて、医療機関への検査・受診の逼迫を緩和するため、8月10日以降、三重県検査キット配布・陽性者登録センターを開設してありまして、重症化リスクの低い方につきましては、ウェブ申込みにより配付するキットを使用し、御自身で検査を行うことも可能です。

なお、医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された場合、現在は感染症法に基づく医師の届出、発生届と言っておりますけれども、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり治療薬や酸素の投与が必要な方、妊婦の4類型に限定しています。

届出対象の方につきましては、保健所から健康状態の確認や入院の調整などの連絡を行いますので、それまでお待ちいただくようお願いしております。

対象外の方につきましては、原則として自宅での療養をお願いしています。保健所からの連絡は行いませんが、医療機関での診断の際に、療養上の注意事項や療養期間の考え方、症状が悪化した場合の連絡先の電話番号などにつきまして、御本人、御家族に対して周知を行っていただいております。その内容やより詳しい情報は、さきに申し上げましたサイトにも掲載しているところ です。

また、自宅療養中にパルスオキシメーター、あるいは食料品の配付、こう

いったものを希望される場合には、サイト内の申請ホームから申込みをいただくことが可能です。

現在、療養期間は、新型コロナウイルスの場合、7日間となっておりますけれども、療養中には家庭内でのマスク着用や手洗い、こういったことも並行していただき、同居家族とも生活空間を分けるなど対策をしっかりとっていただくとともに、仮に体調が急変された場合には、かかりつけの医療機関や保健所、または夜間相談窓口へ連絡いただくようお願いしています。

高齢者への周知につきましては、65歳以上の方全員が発生届の対象となっておりますので、保健所から個別に連絡し、療養期間等についての説明も行っております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国においてウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗に応じて、療養期間や行動制限などの見直しが行われており、県民の皆様は最新の情報を確認していただけるよう、サイトの内容は随時最新のものに更新するよう努めております。

引き続き、新型コロナウイルスに感染された方が安心して療養いただけるよう、広報に取り組んでまいります。

[29番 村林 聡議員登壇]

○29番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

対応の変化が早く、印刷物などで周知広報するのは難しいんだろうなということは想像できるわけなんですけれども、少なくとも分からないことがあったらどこを見たらいいのか、先ほどウェブサイトとおっしゃいましたけれども、そういうことを周知広報していったらどうでしょうか。

例えば、ウェブサイトには決定版となるPDFの1枚紙みたいなものがダウンロードできるようになっておれば、例えば市や町の役場に置いてもうたり、医療機関で貼り出してもらったりというようなこともできるかもしれませんし、そういうような要請をぜひ工夫してもらって、分かりやすい周知広報に努めていただきたいと要望します。どうかよろしくお願いします。

次の項目へ移ります。

コロナ禍と学校での居場所づくりという項目です。

できるだけ行動制限をしない方向での新型コロナ対応が進んでいるところですが、当然、そのことでピーク時の感染者数自体は増える傾向にあります。

いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる、休んでしまうと社会活動が成り立たなくなってしまう人たち、例えば鉄道などの公共交通で働く方々でありますとか、医療関係者、看護師でありますとか、ひょっとすると県職員などもそうかもしれません。

こうした方々の御家庭に小さいお子さんがいる場合に、学校閉鎖や学級閉鎖が起きてしまいますと、出勤できずに現場が回らなくなってしまうという悩みを以前から聞いていましたが、最近もまた同じ声を聞きました。

この問題について、以前、教育警察常任委員会に所属していましたときに伺いましたら、学校での居場所づくりに努めていくという御答弁でした。

そこで、改めてお伺いします。

コロナ禍と学校での居場所づくりについて現状どうなっているのかと、今後の取組についてお聞かせください。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） それでは、御答弁申し上げます。

まず、学校の状況ですけれども、各学校では、コロナ禍の中で必要な感染症対策を講じながら学校運営を工夫して進めますとともに、感染者が確認された場合の臨時休業について慎重に検討を行っているところです。

それで、学級閉鎖の考え方ですけれども、令和3年8月に国のガイドラインで、同じ学級で児童生徒の感染が判明した場合の学級閉鎖の範囲や条件が示され、1年後の令和4年8月には、そういう人数だけではなく感染状況を総合的に勘案して検討するとされたところです。

本県では、令和3年9月に県立学校で感染者が確認された場合に機械的に学級閉鎖をするのではなく、感染経路、学習活動や部活動などでの他の生徒との関わりなどを確認して、学校医の意見も踏まえて、学級閉鎖の要否を決定する考え方を各県立学校に示しました。

こうした中で、特別支援学校で臨時休業を行う場合は、自宅に1人であることが難しい児童生徒が多く、保護者の方も在宅できない状況もありますことから、希望される児童生徒は、感染予防の対策を取ってもらった上で学校で受け入れてきているところです。

小・中学校につきましては、県立学校の学級閉鎖の考え方を市町教育委員会に共有しますとともに、適切な対応を働きかけてきており、各地域や学校の実情を勘案し、学級閉鎖の判断等がなされているところです。

それで、県に報告のありました、小・中学校の学級閉鎖とかの状況ですけれども、第6波のピークに当たる令和4年2月には1日当たり平均34校、第7波の7月は1日当たり平均19校となっているところです。

今後もし引き続き、学級閉鎖の判断、それから感染拡大の防止と学びの継続の両立が図られるように努めてまいります。

〔29番 村林 聡議員登壇〕

○29番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

状況が様々変化してきている中でありますけれども、県立特別支援学校では居場所づくりに努めると。一方、小・中学校においては、国からの基準で学級閉鎖の判断をしていくということになって、第6波と第7波では半分ぐらいの学級閉鎖の数になっているという御答弁だったと思います。

行き過ぎもまたよくないと思いますけれども、今後ともぜひ適切に判断していただきますように、よろしくをお願いします。

今回は教育委員会へ質問しましたが、この問題の解決のためには福祉分野からの取組も重要であると考えます。例えば厚生労働省から、学級閉鎖があっても放課後児童クラブを開けるようにという指導があったとも聞きます。あわせて、今後とも適切な取組をお願いいたします。要望にとどめます。

では、次の項目へ入ります。

精神科病院看護職員の疲弊についてという項目です。

まず、前提として、看護配置基準というものがあります。例えば、普通病床で7対1といえ、看護師1人に患者が7人ということです。精神科の中

には20対1、看護師1人に患者が20人というところもあり、非常に大変だという声を聞きました。

精神科にはもともと手のかかる患者もおられますし、そこに高齢化や認知症の問題が加わってきています。看護助手を募集してもなかなか応募がなかったりであるとか、待遇もほかに比べてよいとは言えないということです。そして、この大変さを表す正確なデータ、数字さえないのだという声でありました。

そこで、お伺いします。

まず、県立こころの医療センターにおいて、現状と課題について現場の声をしっかり聞き取って調査をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

また、県立病院以外、全体の現状と課題についてもしっかりと調査していただきたいのですが、いかがでしょうか。

御答弁をお願いいたします。

〔長崎敬之病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（長崎敬之） こころの医療センターについてお答えいたします。

こころの医療センターでは、精神科の救急・急性期医療のほか、認知症治療や依存症治療などの専門的医療を提供しております。これらの治療のために、七つの病棟を運営しております。

各病棟の看護職員の配置、先ほど議員のおっしゃった比率で申し上げますと、救急・急性期病棟が10対1、急性期病棟が13対1、療養病棟とアルコール依存症治療の専門病棟が15対1、認知症治療病棟が20対1で、それぞれ運用しております。これらは、いずれも国が示す配置基準に基づいておりまして、一般病棟と比較しますと職員の配置は少なくなっている状況です。

こうした中、看護職員の勤務状況について、現時点で過重な時間外労働などは発生しておりませんが、職員の配置の割合が最も低い認知症治療病棟では幾つか課題があるほか、新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、

感染患者の受入れや院内感染の防止のために、長期間にわたって緊張感を持続させながら勤務している職員の負担は大きくなっていると認識しております。

こうした病院現場の状況を把握するため、これまでも病院内での月2回の定例会議、これには看護職員も出席しておりますけれども、これに県立病院課の職員が参加しまして、情報の収集や課題の共有を行うなどして現場の実情を常時把握するとともに、個別の課題につきましても、極力現場に出向いて職員の声を直接聞き取るように努めてきたところでございます。

今後、高齢化のますますの進展に伴いまして認知症の患者が増加することが見込まれるほか、各種依存症に係る治療の充実など精神科医療へのニーズが一層高まり、現場においては厳しさが増していくことが想定されますので、これまで以上に現場との連携を密にしまして、実情なり課題を丁寧に聞き取って、適切に対応してまいります。

あわせて、看護職員の安定的な確保と勤務環境の改善にも継続的に取り組みまして、円滑な病院運営につなげてまいります。

[中尾洋一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（中尾洋一） それでは、県内の全体の精神科病院についての現況等についてお答えさせていただきます。

本県においては、精神病床を有する病院は19施設の4570床ございまして、うち精神科病院が16施設、4431床、その他総合病院の中に精神病床を有するものが3施設、139床あります。

看護職員の配置基準につきましては、患者数と看護職員1人の比率でございしますが、一般病床が7対1から15対1であるのに対しまして、精神病床は10対1から20対1となっておりまして、議員御指摘のとおり、一般病床と比較して厳しい配置状況となっております。

厚生労働省の令和3年度精神保健福祉資料によりますと、県内の入院患者のうち、65歳以上の高齢者は57.6%と6割に迫っておりまして、認知症等の患者の割合も増加し、22.4%となっているなど、高齢化の進展に伴い、これ

までよりも一段と看護が困難な状況になっているものと把握しております。

さらに、令和2年度以降、精神科病院に対して新型コロナウイルス感染症のクラスター対応を行った件数は14に上っておりまして、院内の感染防止対策の難しさや患者が陽性となった場合の感染拡大リスクの高さなど、精神科病院特有の困難さがあると認識しております。

そのような中、県では、看護職員を含む医療従事者の勤務環境の改善に取り組む医療機関を支援するため、医療勤務環境改善支援センターを設置しております。令和3年度は113医療機関からの相談に対して助言、支援を行っており、うち10が精神科病院からのものとなっております。

また、同センターとは別に、看護職員における働き方改革や勤務環境改善を支援するため、県看護協会に委託して医療機関や看護職員自身からの相談に応じる窓口を設置するとともに、アドバイザーの派遣等々も行っております。

本県では、精神科病院を含む県内の病院を対象として、病院看護実態調査を毎年度実施しておりますが、調査内容を充実させることも検討いたしまして、看護の実態をよりきめ細かく把握することに努め、支援につなげていきたいと考えております。

[29番 村林 聡議員登壇]

○29番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

まず、県立こころの医療センターのほうは、これまでも把握に努めてきましたが、これまで以上に聞き取りをしますという御答弁だったと思いました。

医療保健部のほうの全体の問題としては、実態調査をこれまでしてきましたけど、より調査の充実を検討していただくという御答弁だったと思いました。ぜひよろしくをお願いします。

どちらもしっかり調査していただきたいと、よろしくをお願いします。

現場の人こそが大事なのですから、患者や経営状態の調査だけでなく、職場や現場の調査をしっかりといただきますように、改めて要望します。そして、その調べた結果に応じて、適正な看護配置基準の見直しを国へ要望し

ていつていただきたいと思います。そして、もちろんそもそもの看護師不足の解消についても、引き続き取り組んでいただきますように、よろしく願います。

では、次の項目へと移ります。

総合的な視点からの持続可能な林業の実現という項目に入ります。

地元の林業関係の方からお話を伺ってきました。昨年度からの世界的な木材不足、いわゆるウッドショックを経験したことにより、持続可能な林業を実現するための適正な木材価格の水準というものが見えてきたという話でした。

一般的に木材の流通は、森林所有者が木を育てる、素材生産事業者が切り出す、製材事業者は加工して建築関係者などに売る、そして森林所有者は再び山に苗木を植える、再造林するという循環で成り立っています。この木材の循環に関わる関係者、いわゆるサプライチェーン関係者の全てが、しっかりと対価を得て事業を行う必要があります。この木材サプライチェーンの関係者のどこかに負担がかかるようなことになれば、循環が崩れ、林業・木材産業全体が衰退してしまうことになります。

行政は個別の取組、例えば、木材生産なら木材生産、基盤整備なら基盤整備、県産材の需要拡大とか、人材育成とか、それぞれについてはしっかり支援してくれていると評価していますが、今後は全体の需給バランスを見るなど、適正な木材価格実現に向けた総合的な視点での取組が必要ではないでしょうか。

そこで、お伺いします。

林業を持続可能な産業とするためには、木材サプライチェーン関係者全てが適正な対価を得られるよう、需給バランスも含めた総合的な視点を持って取り組むことが必要だと考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 林業を持続可能な産業にするために総合的な視

点での取組が必要という御質問をいただきました。

県では、植え、育て、収穫し、また植えるという林業の各段階において、高性能林業機械やスマート技術を活用した生産コストの低減、林業人材の育成、林道などの基盤整備、県産材の需要拡大に取り組んでいるところです。

こうした取組を着実に進めるとともに、林業を持続可能な産業とするためには、県産材の安定供給を図り、木材サプライチェーン関係者全てが適正な対価を得られるよう、木材流通の最適化に取り組む必要があると考えています。

また、県産材の安定供給に向けては、森林所有者による伐採・再造林が必要不可欠ですが、全国的に木材価格の上昇が山側の森林所有者への対価に必ずしも反映されていないことから、森林所有者の林業経営が困難な状況にあると認識しています。

このため、県では、木材関係団体と連携し、素材生産事業者、製材事業者、流通業者、建築事業者等を会員とする三重県木材サプライチェーンマネジメント推進フォーラムを令和2年度に設置し、木材流通の最適化につなげるための需給情報や課題の共有、事業者間の連携に向けた意見交換を行っているところです。

県としましては、推進フォーラムにおいて、森林所有者に適正な対価が支払われ、意欲的な伐採や再造林につながるよう、関係者に積極的に働きかけるとともに、引き続き、県産材の安定供給に向けて総合的な視点で取組を進め、持続可能な林業の実現につなげてまいります。

〔29番 村林 聡議員登壇〕

○29番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

推進フォーラムというものをつくって、そこで需給情報を得るなど、総合的な視点を獲得のに生かしていると。そこで、様々な認識を得て、今後を生かしていきたいという御答弁だったと思います。

ぜひ、先ほど申し上げたような視点を、ちゃんと答弁してもらったとは思いますが、総合的な視点や所見を持って、今後とも取り組んでいって

いただきますように要望いたします。どうかよろしくお願ひします。

では、次の項目へ入ります。

畜産業の飼料価格高騰対策についてです。

私の地元、大内山酪農農業協同組合でお話を聞く機会がありました。そこで聞きましたのは、牛の餌、飼料価格の異常な値上がりで、子牛が生まれても、肥育農家も餌代が合わないということで、子牛の値段が大暴落している状態であると。県独自の支援があり大変助かっているんだけど、11月にある牛乳の価格改定までどう耐えていくのか、限界が来ているというお話でした。

家畜に与える餌は、乾いた草やわらなどの粗飼料と、トウモロコシや麦を混ぜた配合飼料という二つの種類に分かれるんだそうですけれども、どちらもほぼ輸入に頼っているというのが現状です。

こうした餌代値上りの原因は、新興国の輸入の増加、原油価格の高騰、円安、ウクライナ危機などの世界情勢の影響でありますから、今後、さらなる値上がりや価格の高止まりも心配です。

長期的な対策と短期的な対策に分かれると思います。

長期的には、国内や地域で飼料をどう賄っていくのか、循環型の飼料供給体制をどう構築していくのか、これは国を含めて議論していく必要があります。

短期的には、まず、今すぐ目の前の危機的状況にある生産者を支えることが重要です。生産者が潰れてしまうと、もうお金があっても買うことができなくなってしまうわけですから。

そこで、お伺ひします。

県は、6月補正予算において飼料高騰への緊急対策に取り組んでいますが、いまだ予断を許さない状況にあります。飼料価格高騰に対する県の取組状況と今後の対応をお聞かせください。御答弁をよろしくお願ひいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、飼料価格高騰に対する取組状況と今

後の対応についてお答えいたします。

飼料価格は、輸入原料価格の大幅な上昇に加え、円安の影響により、トウモロコシや大豆などの配合飼料、牧草などの粗飼料の両方が、令和2年に比べ5割程度上昇しており、畜産農家の経営は一層厳しさを増しています。

こうした中、配合飼料については、輸入原料の価格が直近1年間の平均価格を上回った場合にその価格差を補填する国の支援制度があるものの、今般の価格高騰は複数年にわたっていることから、十分な補填金が交付されない状況となっています。また、粗飼料については、こうした補填制度が整備されていません。

このため、県では、配合飼料について、価格高騰が複数年にわたった場合においても、畜産農家の負担が軽減されるよう、補填制度の見直しを本年5月、国に要望したところです。

また、県独自の飼料の価格高騰対策として、本年6月補正予算で措置した、県内の全畜産農家を対象とする配合飼料の国補填制度への上乗せ支援、粗飼料の購入費の一部に対する支援に取り組んでいます。

一方、国からは追加の緊急対策として、配合飼料について、従来の補填金に加え、本年10月から12月までの間、農家負担をさらに軽減する措置を実施するとともに、粗飼料についても、利用量が多く価格高騰の影響が大きい酪農家を対象とした支援策を講じる方針が示されました。

今後、県では、畜産協会などの関係機関と連携し、畜産農家が県独自の支援策に加え、追加される国の支援策を活用できるよう、きめ細かなサポートに取り組むとともに、飼料のさらなる価格高騰や供給不足に備えた対策を検討してまいります。

[29番 村林 聡議員登壇]

○29番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

状況や県の支援策の説明とか、あるいは国の支援方針が示されているということ、県もそれに合わせて必要に応じてまた支援を検討していくという御答弁だったと思います。今後の飼料の高止まりなども懸念されるので、長期

的な取組についても検討というような御答弁だったかと思います。

短期的には、今、御答弁いただいたように、ぜひ国の支援策を見ながら引き続きよろしく願いいたします。長期的な飼料自給体制について、ぜひ国も含めてしっかり議論しながら、こちらについても併せて検討していただきたいと思います。

ちなみに、聞いた話ですと、御浜町で資源循環型酪農の取組があると聞きました。あるいは松阪牛の産地である七保地区では、地元の農地が廃れたら畜産も続けられなくなるという耕畜連携という話も聞いたことがあります。ぜひこうした県内の取組も参考にさせていただいて、国にもそうしたことを伝えていただいたりして、地域で、あるいは県内で、最終的には国内でと循環できるように考えていっていただきたいと思います。

食料自給率という話があって、今回、世界的にいろんな食料とかが不足していく中で、大変重要になってくると思うんですけども、こうした畜産とか、あるいは魚類養殖業なんかもそうかもしれませんけれども、餌とか、あるいはひよっとすると肥料とか、そうしたものが外国に頼らないと生産できないということだと、本当にそれって国内で自給できているのかなという不安がありますので、農林水産部としてはそうしたことも今後見ていっていただきたいとお願いします。

また、関連して飼料ということであれば、今も少し申し上げましたけど、海の魚類養殖業の餌代の高騰については、この9月補正予算に計上していただいているところではありますが、こちらのほうもしっかり支援して、生産者、水産事業者を支えていただきますよう要望いたします。どうかよろしく願いいたします。

では、次の項目へと移ります。

8番、国道260号道路改良事業についてという項目に入ります。

南伊勢町を東から西へ1本貫くように横断する国道260号は、この地域にとってまさに背骨のような道路です。地域の生活道路であり、水産業などを支える産業道路であり、緊急輸送道路でもあります。とにかく集落を一步出

れば、何をするにもこの道路から始まるのです。

長年にわたって整備が進められており、現在は、船越バイパスと東宮河内工区の2か所で工事を行っていただいております。このうち、船越バイパスについては、事業完成の見通しが令和8年度と公表されるなど、着実に工事を進めてくださっていることに感謝申し上げます。ありがとうございます。

もう一方の東宮河内工区については、現在、東宮橋付近で工事を進めていただいておりますが、そこからさらに西へ進んだところに東宮坂隧道という狭いトンネルがあるんです。トンネルの下のほうがきゅっと鍵型にすぼまっておるような狭いトンネルなんですけれども、東宮坂隧道の近くには県下一の水揚げ量を誇る奈屋浦漁港があるのですけれども、水産などの大型車両がすれ違えない、そういう狭いトンネルなんです。

先日、この沿線の1市3町という枠組みで、国土交通省へ予算確保の要望が行われました。国道260号のような3桁の国道としては異例ということなんですけれども、国は大臣自らが対応してくださったそうです。鉄道もない、高速道路もないこの地域において、熱意はこのように高まっております。

そこで、お伺いします。

国道260号、とりわけ東宮坂隧道の改良についてどのように進めていくお考えなのか、御所見をお聞かせください。御答弁をよろしく願います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、国道260号道路改良事業についてお答えいたします。

まず、議員御発言のとおり、本年7月28日には沿線の1市3町がそろって、国土交通大臣へ直接要望を行っていただきました。このように国道260号の整備については、毎年、予算確保のために国土交通省や財務省へ要望活動を行っていただいております。皆様の精力的な要望活動には、感謝申し上げる次第でございます。

国道260号は、沿線地域の生活道路、水産業をはじめとした地域産業を支える産業道路、災害時の緊急輸送道路として重要な路線であると認識してお

り、順次整備を進めています。

しかしながら、東宮河内間は幅員が狭いトンネルや多くのカーブがあり、大型車のすれ違いに支障を来しております。このため、特に幅員が狭い東宮坂隧道を含み、急カーブが連続する1800メートル区間を優先して整備することとし、平成29年度に事業着手しました。

現在は、老朽化が進むとともに、耐震化が必要な東宮橋の架け替え工事を行っており、今年度中には新橋が開通する予定です。残る東宮坂隧道を含む区間については、来年度以降、調査設計に着手する予定です。

引き続き、用地取得や予算確保等について地元の協力を得ながら、東宮坂隧道を含めた国道260号の未改良区間の早期整備に努めてまいります。

〔29番 村林 聡議員登壇〕

○29番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

まず、東宮橋の、今架け替えてもらっている新しい橋は、今年度中に開通予定ということですね。ありがとうございます。

そして、今、質問で取り上げさせてもらいました東宮坂隧道については、来年度以降、来年度からいよいよ調査設計に入ってもらおうという御答弁でした。本当にありがとうございます。

ぜひとも、しっかりと地元も熱意を持って活動しておりますし、この区間を着実に計画を持って改良して行っていただきたい、努めていただきますように御要望申し上げます。本当にありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

いよいよ時間がなくなってまいりました。いろいろ皆さん、御答弁の時間、ちょっと時間が押しておる中で御協力いただいて、ありがとうございました。何とか予定しておる項目を全て終えることができました。

ぜひとも質問したことを改めてお願い申し上げまして、時間となりましたので終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 議長（前野和美） 暫時休憩いたします。
午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

- 議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。13番 小島智子議員。

〔13番 小島智子議員登壇・拍手〕

- 13番（小島智子） 皆さん、こんにちは。新政みえ、桑名市・桑名郡選挙区選出の小島智子です。3期目、最終年度の質問ということになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

コロナ禍が長くなってきました。少し減ってきたかなというのを、答弁を聞かせていただいているところですが、この間、本当に対応に当たっていただいた全ての方々に感謝を申し上げたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただくわけですが、8月22日、この同じ場所で4年ぶりになりますか、みえ高校生県議会が行われました。今日はまず、そのことについて取り上げながら質問させていただきたいと思います。

みえ高校生県議会、県下8校から参加がありまして、議長も希望によりまして4名の方が担っていただいたわけです。

ここに、9月8日付ですけれども、新聞があります。（現物を示す）「防災ピクトグラム町に増やそう」という題名で、紀南高校の取組、見出しはそういうものです。今年1月に、三重県教育委員会主催の学校防災ボランティア

ア事業で、石巻市立門脇小学校への訪問を機に、津波避難所への大きなピクトグラムの設置を目指している活動を紹介するという内容です。

この4人の中のお二人がみえ高校生県議会に参加し、その活動を紹介しながら、防災・減災の取組、資金援助について質問されたということです。地域の若い力、その実行力に大いに期待したいなど思わせていただきました。

さて、今からの質問の中では、もう1校取り上げさせていただきます。同じくみえ高校生県議会に参加した三重県立聾学校の、聴覚障がい者が安心して暮らせる街づくりについてです。

その質問では、聴覚障がい者が安心して暮らせる街にするにはどうしたらいいか、話し合いをしたり、アンケートを取ったりしましたとあり、不便に感じる場面がたくさんあるだけでなく、差別を受けたりすることも少なくないことが分かってきましたと続いていました。

小学部の児童だったとき、電車内で手話を使って友達と話をしていて、高校生の集団にばかにされたように手話をまねされ、最後に中指を立てられたこと、とても怖い経験になったこと、一緒にいた友達は、人混みで手話をするのがその経験から怖くなってしまったことなどが経験として話されました。また、高等部のアンケートの中では、聾学校以外で手話をするのは恥ずかしいと感じる生徒もいるということも伝えられました。

2016年6月30日、三重県手話言語条例が議員提案によって成立し、2017年4月1日に施行されています。

この条例の目的は、手話が言語であるということをもっと明らかにすること、そして、安全にかつ安心して暮らすことのできる、聾者の方を含め、そういう共生社会を実現する、聾者とその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する、と書かれています。

また、その中では、県の責務として、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的配慮を行うものとする、としています。

この2016年の後、2018年には、障がいの有無にかかわらず、誰もが共に暮

らしやすい三重県づくり条例が制定されておりまして、その中でも、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する、とあります。

基本理念として、この条例の第4条には、障がいを理由とする差別の解消に関する施策について、こう書いてあります。

その差別の多くが障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める施策と一体的に、策定され、及び実施されること。

さて、聾学校の生徒の質問の中に、先ほど申し上げましたけれども、手話を使うことへの恥ずかしさがあるというアンケート結果がありました。考えてみたいと思います。彼らに恥ずかしいと感じさせているのは社会の側であり、まさしく社会的障壁がある、周りにその解消の責任がある社会モデルへの転換の典型であると考えます。

手話に対する無知、あるいは無理解に対して、県は、今までどのように取り組んでこられたのでしょうか。また、今まで取り組んでみえても、手話を使用することへの周りの理解が進んでいない状況があり、合理的配慮が提供されず、当事者が差別を感じているのであれば、その課題というのはどこにあるとお考えでしょうか。取組と併せてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 手話や聴覚障がい者に対する理解を深めるために県としてどんな取組を進めてきたか、また、課題はどこにあるのかという質問にお答えします。

県では、三重県手話言語条例に基づき、手話に関する施策を総合的に推進するため、平成29年3月、三重県手話施策推進計画を策定しました。

手話は、議員の指摘のとおり、言語であり、聴覚障がいのある方の情報収集や意思疎通に欠かせないものであるという認識の下、手話の普及であると

か、手話通訳を行う人材の育成、情報取得のバリアフリー化等に関係機関と連携して取り組んできたところです。

手話の普及啓発については、1人でも多くの方が手話に触れ、手話を学ぶことができるように、県民向けの手話講座を開催するとともに、県のホームページでも挨拶など日常生活でよく使う手話を動画で紹介するなどしております。また、県や市町の職員、教職員を対象にした手話研修も率先して実施してきたところであります。

一方、小さいときから聴覚障がいのある方への理解を深めてもらうために、小・中学校においては、当事者の方や手話通訳士をお迎えして体験学習を実施しているほか、県立高校の一部では、手話を授業科目に取り入れるなど、手話の普及や聴覚障がいのある方への理解促進に取り組んできました。

こうした取組もありまして、計画の数値目標であります手話に触れたことのある子どもの割合は、計画がスタートする前の平成28年度の59.4%から令和3年度には78.4%に増加しており、一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、先ほど紹介のありました今回のみえ高校生県議会において、聾学校の生徒の皆さんの中には、怖い思いをしたとか、手話を使うことが恥ずかしいと感じていることなど、当事者としての意見も聞かせていただきました。また、障がい者差別解消のために設置している相談窓口においても、職場の研修に際して手話通訳の配置を希望したけど配置されなかったというような相談も寄せられております。こうしたことから、手話や聴覚障がいのある方への理解がまだまだ十分ではないと改めて認識したところです。

そのため、聴覚障がいのある方がどんな場面でも当たり前の手話を使うことができるように、関係機関と連携しながら、県民向けの手話講座や小・中学校の体験学習等、これまで以上に充実させていきたいと考えております。

また、令和6年6月までには一般の事業者の方も合理的配慮が義務化されることになっております。企業等に対しては、これまでの待ちの姿勢ではなく、積極的にこちらから出向いて啓発を行うこととしておりまして、そのよ

うな場も積極的に活用しながら手話や聴覚障がいのある方に対する理解促進を図っていきたいと考えております。

〔13番 小島智子議員登壇〕

○13番（小島智子） ありがとうございます。

理解があるという数値が少しずつ上がってきたですとか、アウトリーチの啓発をしていただくですとか、そういうお答えをいただいたわけですが、みえ高校生県議会で彼らが提示した資料をもう一度提示したいと思います。（パネルを示す）お店やレストランに行ったときに、聞こえなくて困ったり、緊張したりすることがあるか。これは、人数は少ないんですけれども、はいと答えている生徒が3分の2を占めているということです。当たり前のように、耳が聞こえ、話ができる人であれば、何も障壁を感じずにいられる場面について、そういうことを考えているという、聾学校の生徒たちからの訴えでもあります。

それから、もう一つ気になる質問の内容がありました。これは聞いたわけではなくて、生徒たちが言ったことですが、様々な場面に出会うと、私たちの存在が社会に理解されていないと感じる。いつまで子どもたちや県民の一部の方々がそういうふうにつまづいてはいけないのかということ、やっぱり周りの問題として、私も含めて考えたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、聾学校の生徒の訴えには、もう一つ課題があると思います。

情報保障の方法についてです。（パネルを示す）これも、聾学校の生徒たちが提示したものです。ガチャガチャを買おうと思ったけど、お金を入れたけど出てこなかった。どうしたらいいんだろうと思って周りを見たら、通話無料の連絡先が書いてあった。電話をするのは苦手。でも、その続きがあるんですよね。自分たちのような聴覚障がい者が困るということを知ってほしくて、勇気を出して電話をした。電話をするのに勇気が必要な人がいるということです。でも、結局うまくいかずに、近くのお店の人に頼んで電話をしてもらいましたということでした。

電話を通して情報のやり取りをすることはできないのかなということについて、次に取り上げます。電話リレーサービスについてです。

2020年6月5日、電話リレーサービスを実現するための、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が国において成立をしています。そして昨年、2021年7月1日から、電話リレーサービスが公共インフラとして使えるようになりました。

電話リレーサービスとは何か。初めて耳にした、あるいは聞いたことはあるけれども内容までは知らないという方が多いと思いますので、少し説明させていただきます。

御覧ください。（パネルを示す）聴覚障がい者の方が一番左側、これですね。そして、その方は手話を使って、あるいは文字で、電話リレーサービスの提供をしているところにいらっしゃる通訳オペレーター、手話ができる方です。手話通訳士ですけれども、この方に流します。この方は、普通の電話回線を通して、一般の電話につながるという仕組みです。緊急通報はもちろん受けられるようになっています。

この逆は、普通に電話をすれば、この方の番号は050で始まる番号を取得してみえますので、自動的にこのサービスの提供機関につながって、お互いにリアルタイムで電話を通じてやり取りができるという仕組みになっています。

警察の方にお聞きしましたら、7月1日以降、このサービスを使っただけの通報は、少ないけれどもあるということでした。そしてもちろん、警察の中でこの電話を受けていらっしゃる方は、この電話リレーサービスについてよく御存じですし、御理解をいただいています。

電話って、でもそんなに使うの。今、SNSがあつて、LINEとかあつて、文字があるでええやんか、そんなふうに見えるかもしれません。

ところが、私たちは当たり前のように電話を使っているので、あまりどんな場面かというのを認識がないと思います。

こんな、（パネルを示す）これは全日本ろうあ連盟のものを取りましたけ

れども、例えば、子どもが熱を出して学校に電話をしたい、誰が電話をしますか、どうやって受けますか、あるいは事故をしたとか、緊急通報をどうするんだとか、いろんな場面です。

このことが、電話リレーサービスを使うと、（パネルを示す）実際に、お互いにリアルタイムでやり取りができる。情報保障がなされる。そういうことが明らかになっています。

建物、交通機関等のバリアフリーというのは、目に見えるので意識しやすいですけども、情報コミュニケーションというのは見えないので、ないがしろにされがちだと思います。通話にバリアがあるので、それをバリアフリー化しようというのがこの電話リレーサービス。

情報取得の一つの方法として、電話のかけ方ですとか、マナーですとか、この電話リレーサービスについて聴覚障がいのある方が学ぶ、知るというのは、これからの時代にとって必要だと考えます。聾学校において、このことについて、今、授業等は行われているのでしょうか。現状、そして今後の方向性について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 聾学校における電話リレーサービスの学習などについて御答弁申し上げます。

まず、現在の状況ですけども、聾学校の児童生徒は、コミュニケーションの手段として日常的に手話を使っていますが、離れた場所にいる相手に自分の意思を伝えるときは、メールやファクスを多く利用しております。

学校では、自立活動という授業で、一人ひとりの聴覚障がいの状況に応じて声を出すことなどに取り組んでいますが、電話を使う機会というのはほとんどないことから、電話のかけ方などを現状として学ぶことはありませんでした。

御紹介いただいた電話リレーサービスは、離れた場所にいる相手に手話で意思を伝えることができるものであり、聴覚障がいがある方にとって新たなコミュニケーション手段になるものと認識しております。

聴覚障がいのある児童生徒が、困ったことが起きた場合や緊急時に、自分の置かれた状況を相手に伝える様々な手段を身につけておくことは、とても重要であると考えます。

県教育委員会では、総務省で作成された、「ご存じですか？ 電話リレーサービス」というチラシを、7月に聾学校の全ての児童生徒と教職員に配付いたしました。

今後は、自立活動の授業の中で、電話リレーサービスについて学ぶ機会を設けていきたいと考えています。

まず、中学部では、電話リレーサービスを知り、どのような場面で使えるかなどについて考える機会を設けます。その際、電話リレーサービスを利用する上で必要となる電話の使い方やマナーなども学習していきます。

高等部では、料金システムや登録方法を紹介するなど、聴覚障がいのある生徒が電話リレーサービスを連絡手段の一つとして利用できるように取り組んでいきたいと考えております。

〔13番 小島智子議員登壇〕

○13番（小島智子） 今はまだ、チラシを配っていただいた段階なので、これからということです。必ず使わなければいけないということはないけれども、情報のやり取りの手段が選べるということが、とても大切なのかなと思いますので、ぜひお進めいただきたいと思います。

2021年度、昨年度ですけれども、いろんな研修会とかがこの電話リレーサービスに関して実はありまして、その中で、電話を使うのが困難な方が、全国民の中の11.5%、家族を含めると25.4%。

この電話リレーサービス普及の壁というのは、どんなものがあるかということ、一つは当事者が認知していないことです。もちろんです。昨年度の夏ぐらいの段階では0.1%とおっしゃっていました。電話リレーサービスの普及率です。社会の認知度が低いというのが83%と出ていました。

それから、音声中心でもう150年ずっときています。ですから、オペレーターの声が本人の声として扱われない、そんな場面が結構あるということで、

総務省からは金融庁に対して、銀行にこういうやり方があるよ、だからちゃんと受けるようにという指導はなされていますけれども、まだまだ進んでいないのかなと思うところです。

三重県では、じゃ、どうか。これはちょっと昨年度聞いたんですけれども、三重県聴覚障害者協会の方、14人中6人がこのシステムに登録されている。7月1日からですから、その前からモデルを使っていらっしゃる方もいらっしゃる。

じゃ、ほかの方はなぜ登録しませんかとお聞きしたところ、電話というものの経験がないんです。だから通じた相手とやり取りができるかとても不安であるということ、ファクスやメールで生活しているので必要性を感じていないというようなことでした。

三重県聴覚障害者協会の会員は約300人ですけれども、高齢難聴の方とか、それから中途失聴の方とか、あるいは言語障がいがあってもなかなか言葉によって相手とやり取りできない方を含めると、県内に7000人から8000人いらっしゃるんじゃないかとも言われています。

今後、このサービスを受ける方は恐らく少なくないであろうと想像されます。この電話リレーサービスについて、県ではどのように、今後、周知啓発をしていこうとお思いでしょうか。お答えいただきますようお願いいたします。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 電話リレーサービスの普及啓発をこれからどうしていくかについてお答えします。

電話リレーサービスは、議員御紹介のとおり、聴覚障がいのある方と耳の聞こえる方が双方向で24時間365日使えるサービスでありまして、聴覚障がい者の方の社会参加に向けた重要なサービスの基盤であると私どもも考えております。

令和3年7月のサービス開始から、県では、サービスの普及に向けて、市町と共に普及啓発をやったり、ポスターの掲示をしたり、また、三重県聴覚障害者支援センターのホームページでパンフレットであるとか動画を掲載し

たりしてきました。また、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークのメールマガジン等も利用させていただきまして、事業者への周知にも取り組んできたところです。

しかしながら、三重県における現在の登録者数なんですけど、総数で140人余りと聞かせてもらっています。聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方から見ると大体2%程度と、まだまだ利用が進んでいないという現状があります。

また、サービスを利用した場合、見慣れない番号とか、この通訳のオペレーターからかかってきたときに、きっと、まだまだ知らんと、とまどう方も多いと思っております。また、そういう中で訳が分からん電話番号やというので着信拒否とかも一部起こっているということも聞いております。

サービスのさらなる普及、定着に向けては、聴覚障がい者と聞こえる方、双方について一層啓発していく必要があると考えています。

今後の取組につきましては、聴覚障がいの方については、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、いろんな個別相談とか利用に関するサポートをやって、登録者の拡大に努めていきたいと思っております。

一般の方、県民に対しましては、障がい者差別解消に向けたセミナーであるとか、ユニバーサルデザインに関する出前授業など、いろんな機会や媒体を使いまして、さらに周知啓発を図っていきたいと思っております。

聴覚障がいのある方が、どんな状況に置かれても安心してサービスが利用できるよう、社会参加を進める一環として県としてもしっかり取り組んでまいります。

〔13番 小島智子議員登壇〕

○13番（小島智子） ありがとうございます。

いろんな場で、それから雇用の場でも絶対に必要だと思えますし、今ステイホームの関係でたくさんのお物がうちに届いていらっしゃる方もきっとおみえになると思うんですが、再配達依頼も全部電話ですわね、基本的に。ですので、その辺りについてもまだまだ今から拡大していくのかなと思います。

聴覚障がいのある側の方が番号を登録して使うシステムですので、どうしても電話料金が聴覚障がいのある側の方だけに今乗っかっていってしまうということがありますので、広がれば、もう少しこれも変わってくるのかなと思います。

既に幾つかの課題が明らかになっています。

これは、日本財団とかが中心になってモデルを始めたのが多分2013年頃ですね。随分長くかかってこのシステムが構築されて、昨年度、インフラとしてということで動き出しているわけなんですけれども、まず、一つ目の課題は何といっても手話通訳士の確保です。先日、服部議員からも試験を受けるのというような話がありましたけれども、どうやってその手話通訳ができる方を確保するか。国内の聴覚障がい者数は約34万人と言われていています。利用者数が例えば3万人、10分の1ぐらいになると、確保すべき通訳が約800人になるということで、その確保は本当に大きな課題である。この電話リレーサービスだけじゃないですね。手話通訳をできる方が今高齢化していると言われてるので、その確保というのは本当に大きな課題だと思っています。

そして二つ目は、聾学校の生徒にも関わってきますけれども、聞こえない子どもときから電話をかける練習をする必要がある、経験がないとなかなかそこには踏み出せない、そのことです。

それから三つ目は、話し方に実はコツがあるんだそうです。健聴者の対応する側も。短く、趣旨やポイントを明らかにして話す。べちゃべちゃ話をすると、なかなか要旨が分からない、通じにくい。ですから、お互いにある程度の経験が要るのかもしれない。

そして四つ目は、ヤングケアラーの課題です。コーダという言葉があります。CODA、これは頭文字を取った言葉ですが、チルドレン・オブ・デフ・アダルトです。CODAです。この言葉が一番最初だけ変わってSODAという言葉もあります。シブリングス、これは兄弟姉妹を指します。だから、兄弟に聴覚に障がいのある子どもがいらっしやる、その兄弟のことです。

GODAという言葉があります。Gで始まります。これはグランドチルドレンです。だから、孫がその祖父母のケアをする、耳となるということです。これが駄目だと言っているわけではありません。けれども、ある方は、家族の中で唯一自分だけが聞こえる存在、その役割をし続けたその途中に、あるとき、音楽のピアノの音だけが聞こえなくなった経験がある。それはもうずっとその役割を担ってきたことによる、恐らく子どもなりのストレスだったんだろうと思いますけれども。ヤングケアラー、今年度から調査していただきますが、そういうこともあるということ、ぜひお考えの中に入れていただきたいなと思います。

先ほども申し上げました、電話というのは150年間、音声によってやり取りをするということで発展してきました。ある聴覚障がいの方が、この電話リレーサービスのことをドラえもんの道具のようだ、そんなふうにおっしゃっていました。150年のバリアを超えて、ドラえもんの世界が目の前に開ける方がいる。当たり前で電話ができる社会づくりをみんなの力で実現していきたいなということをおっしゃって、この質問を終えたいと思います。

2番目です。性暴力のない三重県に！とさせていただきます。

昨年度の質問で、みえ性暴力被害者支援センターよりこへの相談件数について触れさせていただいたり、令和3年度のみんつく予算の性暴力予防のための研修についても触れました。

特に、教育現場における性暴力事案に関して、ちゅうちょなく初期対応に踏み出して二次被害を起こさないでほしい、その願いから、学校における性暴力対応マニュアルをつくってほしいという要望をさせていただきました。大変迅速に対応いただきまして、今年度、有識者の方々から意見をいただきながら作成に当たっていただいている、今年度中にそのマニュアルができる予定であると伺っております。心から感謝申し上げます。作成後は丁寧に教育現場にお伝えいただくこと、そして、現場においては、自分事としてしっかり教職員の皆さんに捉えていただきますように、意識向上も併せてお願いしておきたいと思っております。

さて、2019年3月18日、三重県犯罪被害者等支援条例が公布されています。24条からなる条例であります。この目的は、犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び民間団体、民間支援団体の責務を明らかにする、そして、基本となる事項を定める、そのことによって、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、軽減、生活の再建、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進する、としています。

この犯罪の中に、もちろん性犯罪も含まれているわけです。ここで、よく性犯罪という言葉と性暴力という言葉が使われると思いますが、整理しておきたいと思います。

性犯罪というのは、刑法、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律などの罪をいいます。要するに法律による罪のことです。

性暴力とは、これら性犯罪を含み、配偶者等暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、そして先般茨城県で、これは議員の会派によって提案されていますけれども、その条例案では、デジタル性暴力という言葉も記述の中には見られますが、いずれにしても性暴力は、性犯罪より広い範囲、広範にわたるということです。

まず、性暴力事案が起こり、その際に警察に通報するということがあると思いますが、その後、実際にどのように関わっていただくのでしょうか。警察での聞き取り等が、過去において二次被害につながってしまった、そんな事案もあったようにお聞きしますが、それを防止するために、対応について留意されている点等についてお伺いします。

そしてもう1点、フリップを出します。ちょっと小さくて申し訳ないですけども、（パネルを示す）これは令和3年度、みえ犯罪被害者総合支援センターに寄せられた相談の数です。相談件数は、全部で1115件、うち701件、約63%に当たりますけれども、これが性犯罪・性暴力被害の相談です。様々な直接的支援、例えば、付き添ってどこかに行くとか、御自宅に訪問するとか、生活の支援をするとか、そういうことについては合計287件、うち性犯

罪・性暴力被害に関わるものは215件、これは75%ということになっています。

みえ犯罪被害者総合支援センターと連携して、被害者を支援する場所として、みえ性暴力被害者支援センターよりこがあるわけですがけれども、警察とみえ性暴力被害者支援センターよりこの連携についても併せてお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） 性暴力被害への対応、二次的被害防止に係る留意点、そして、みえ性暴力被害者支援センターよりこ等との連携の3点につきましてお尋ねがございました。

まず、性暴力被害への対応でございますけれども、警察は被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じまして、犯罪被害者やその御家族、または御遺族と最も密接に関わりのある機関でございます。

私もふだん仕事をしている中で、こういった様々な事案の報告を受け、時に指示をするわけでございますけれども、やはり犯罪被害者の方、御家族の方、場合によっては御遺族の方の心中を思いますと非常に心が痛む思いで報告等々を受けておるところでございます。

他方で警察は、そういった方々を保護する役割を担う機関でもございます。そういったことございまして、被害者等の視点に立った各種支援の推進に警察としては努めておるところでございます。

被害の回復・軽減や再発防止という点では、特にその性犯罪被害者等に対しましては、初診料、最初に診断を受ける料金でございますけれども、初診料、緊急避妊処置費用、性感染症検査費用等の公費負担を行っているほか、医療機関、裁判所、検察庁への付添いや、警察本部に配置したカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、被害者等のニーズに即した支援を行っているところでございます。

また、配偶者暴力やストーカー等の事案につきましては、避難等の保護措置のほか、加害者の検挙や行政措置等を行うなど、被害者等の安全の確保を

最優先とした対応を取っております。

続きまして、二次的被害防止に係る留意点についてでございます。

被害の届出、被疑者の検挙という点では、性犯罪は、被害者等の精神的な負担が大きく、潜在化しやすい犯罪でございます。よって、二次的被害の防止に一層配慮しておるところでございます。被害者等から相談や届出があった場合に落ち着いて話ができる場所を選定した上で、被害者等が希望する時間に希望する性別の職員が対応することとしておるほか、面接の際は、その目的や質問の理由を事前に説明するなど、安心して話をしていただける環境を整えております。

これらの対応を行うためには、十分な知識と技能を持った職員が必要となります。そうしたことから、被害者支援を担当する職員や捜査に従事する職員に対しまして、研修会を開催するなど、継続的に教養を行うこととしております。

最後に、みえ性暴力被害者支援センターよりこ等との連携についてでございます。

こうした被害者支援の取組につきましては、県や市町、みえ犯罪被害者総合支援センター、医療機関等の関係機関・団体と連携いたしまして、取り組んでいるところでございます。特に、性犯罪被害等に関しましては、みえ性暴力被害者支援センターよりことの連携を強化しておりまして、受理いたしました相談につきましては、その後の支援が途切れることなく行われるよう、被害者等の要望に応じて、相互に情報共有を図っておるところでございます。

これらの支援が一層充実し、真に被害者等に寄り添ったものとなるように、引き続き関係機関・団体と緊密な連携の下、取り組んでまいりたいと考えております。

〔13番 小島智子議員登壇〕

○13番（小島智子） 随分丁寧に進められるようになったなと思います。その被害がなかなか訴えられない、訴えても逆につらいというようなことが、過去にやっぱりたくさんあったと思いますので、そうではなくて、今きちっと

受け止められるようになったというのは、ずっと、もっと、もし課題があれば何かそれを解決していただく方向に進んでいただくとうれしいなと思いつつ聞きました。

どれだけ被害を受けた後の対応が丁寧になっても、でもやっぱり社会づくりが一方で進んでいるのかという疑問があります。

皆さん、昨日の夕方、記者会見が行われたのを御覧になった方もいらっしゃると思いますし、今朝の新聞を御覧になった方もいらっしゃるかもしれません。

陸上自衛隊にみえた方が、自分の勤務する、所属する隊においてセクハラに遭った。それは私だけではなくて何人もいるんだ。そのことを申し述べてきたけれども、なかなか明らかにされず、改善が見られなかったということで、五ノ井里奈さんですか、彼女は職を辞して、自分の名前と顔を出して、そのことを訴えて、何とかしてほしいということをおっしゃっています。

昨日、その責任者の方から謝罪があったわけですが、ここに至るまでに、やっぱり防止できなかったのかなという思いもあります。名前と顔をさらしてその行動に出るということは、彼女のこれからの人生がどうなるのかということもあります。誰も責任を取ることはできません。残念だなと思いますが、まだまだその本質的な理解とか解決って遠いなとも思うところです。

だけれども、エネオスの前会長のこともありますね。セクハラで辞任されました。でも、1か月ぐらい、全然報道もなかったんですけど、もうセクハラとは言い難いような案件もどうもあるように、報道では聞きます。同社は、人権尊重、コンプライアンス重視を経営の最優先事項と位置づけていた。でも、結果そうなった。じゃ、どこに原因があるのかということ、やっぱりそれぞれの場で考えるべきだと思います。

一方、これは桑名市の話ですけど、桑名市においては、性暴力被害当事者とその支援者で、声を聴きつなぐ会という団体が立ち上げられました。未然

防止とその対応の充実に向けて今動き出しています。全ての人が年齢とか性別にかかわらず、性暴力の加害者にも被害者にもならない、安全に安心して暮らせる、そんな地域社会の構築を目指して、息長く活動してほしいな、エールを送りたいな、そんなふうに心から思っているところです。

今年3月11日から4月20日まで、NHKで性暴力被害に関するアンケートが行われました。1か月少しです。全国で3万8383件、これは全部精査をされました。重なりを除き、きちっとアンケート結果として、意味があるというものが3万8383件です。声を上げにくい、上げる場がない、明らかになってこなかった実態です。

幾つか、(パネルを示す)その結果から抜粋させていただきました。その3万8383件、平均年齢は15.1歳。10歳未満の被害は20.3%、10代が54.3%、その後、職場や学校に行けなくなった18%、自分の子どもを持ちたいと感じなくなった20.9%、人と心から打ち解けることはこれからないと思う21.2%。

このアンケート結果を臨床現場で使われている国際的な指標を使って、専門家が分析もしております。その記述等によると、性被害当事者の半数以上、(パネルを示す)54.1%の方が、記述によるとPTSDの診断が、専門家が見てつくほどの状態である。しかし、実際に診断につながり、PTSDと言われている人は、たった3.1%です。この乖離をどう考えるかということです。

親や友人、職場の人、周囲の反応が逆に被害者を追い詰めてしまう、そんなことも、どうもこのアンケートからは散見される。そういうふう書いてありました。

子どもの被害については、子どもを支える家族を支えるという意味で、家族のケアも必要である。そんなふうにも調査結果として挙げられています。

性暴力被害者支援については、全体としては環境生活部が担っていただいています。加えて、学校現場等においては教育委員会が関わります。そして先ほど答弁いただきましたけれども、捜査等、様々その後の保護等に関わっては警察が、診察、精神的に支援が必要であるような場合は医療が、そ

して雇用にも関係してきます。その職場で被害者と加害者がいる場合、被害者が残念ながらその職場を去らざるを得ない、そういうことも起こっているだろうと想像はされますが、明らかになかなかなくてはきていません。どう解決し、事業所内で従業員にどんな研修を行っていくか。なかなか難しいことですので、その行政としての支援というのがある程度必要なのかなとも考えるところですよ。

ほかにも、本人の身体的、精神的影響はもちろんですけども、多岐にわたり多くの県民の皆さんに影響があるんだろうと思います。

先ほど、犯罪被害者等支援条例にも触れましたけれども、あくまでもこの条例は被害者支援です。犯罪が起こった後、性暴力が起こった後の対応に関する条例ということになります。犯罪被害者等支援条例と相まって、より県民が安心して暮らせる三重県をつくるには、先ほども申し上げました、加害者も被害者もつぐらないこと、これが大事なんだろうと思います。

全庁を挙げて性暴力をなくす取組をすること、その仕組みをつくるのが、県行政として必要ではないかと私は考えますけれども、知事の御所見をぜひお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 自衛隊という規律官庁でセクハラが起きるといのは非常に悲しいことでありまして、同じ規律官庁で働いており、かつハラスメントの撲滅ということを掲げて仕事をしていた私も残念であります。今回、自衛隊は猛省をし、そういったことがないように、しっかりやるということを示されたと思っています。あとは結果を出していただくということやと思います。

性犯罪とか性暴力、セクハラも含みますけど、これは人としての尊厳を踏みにじる行為であると私は考えております。単に身体だけではなくて、心に対しても、先ほど議員からPTSDのお話もありましたけど、両方に対する攻撃であると。卑劣な行為であると考えております。

さらには、先ほど警察本部長が答弁いただきましたが、二次的被害もござい

ます。これはもう40年以上前ですが、「リップスティック」という映画がたしかあったと思います。調書作成などのときに、やはり精神的に傷をフラッシュバックなどで負ってしまうという。そういう意味では、非常に悲しい結果を生んでしまいがちな許せない犯罪、あるいは行為であると考えています。

みえ性暴力被害者支援センターよりでございますけど、平成27年から活動していますが、令和元年度の相談件数は328件、これが令和3年度になりますと、ほぼ倍の637件、これは令和2年度からSNSの相談を受け付けたということもあるんですが、そういう意味ではSNSであったら相談しやすくなっていて、その行為がなかったわけではない、やっぱりどんどん増えているということでもあります。

かつ年代別の相談件数を見ますと、令和元年度は10代が32件、20代が34件、これが令和3年度は10代が80件、20代が147件という若い方が増えているというのは議員からも御指摘をいただいたとおりであります。

今まで三重県犯罪被害者等支援推進計画に基づきまして、三重県では、事後的な支援を中心にやってきましたけど、やはり予防啓発を行うということが重要なんだろうと考えるところでございます。そもそも被害がない、もっと言うと加害がないということが重要なんだろうと思っていまして、そういう意味では教育とか啓発活動がとても大事だろうと。

したがって、これからの対策としましては、課題を整理するという、それから、それへの対応策をどうやっていくのかということを考えていかなければいけないんだろうと思っています。

若い人に被害に遭う人がいるということで考えますと、やはり相談を受ける人のスキルアップも重要だと思いますし、それから学校との連携も重要でありまして、アウトリーチ、これはやはり先ほど申し上げた二次被害もありますので、やり方を非常に考えながらやっていかないとはいえませんが、そういったことを検討していくということが重要であると考えているところでございます。

[13番 小島智子議員登壇]

○13番（小島智子） 人としての尊厳を奪う、おっしゃるとおりだと思います。本当にどうするのかなって。私は、大きな社会的損失にもしかしたらつながっているかもしれないなという思いもあります。職場を去らなければいけなかった、あるいはそこで気持ちよく働けないので生産率が落ちるとか、そういうことにも、もしかしたら広い意味でつながってってしまうのではないかと思っています。

私は、この仕組みは条例によって担保されるべきだと考えています。ただ、他府県の条例を見ますと、大阪府、長野県は、子どもを性犯罪から守る条例です。そして福岡県は、これは議員提案としてつくられている条例です。茨城県は、先ほど少し触れましたけれども、令和4年8月に提案がなされていますけれども、継続審査中ということをお聞きしています。

他府県でも苦慮している状況があるんだろうなと思いますが、ただ本当に関わるところが広範にわたること、未然防止も含めながら、その後も含めながら、犯罪被害者等支援条例と相まって、どう、性犯罪のない、性暴力のない、誰もそのことで苦しめない三重県をつくるかということを考えるには、私は条例制定が必要だろうなと考えています。

福岡県の条例については、加害者へのアプローチもあります。（パネルを示す）もうすぐ、これはフレンテみえですけれども、性暴力についての、あるいはDV等も含めてですけれども、「加害者は変わるのか」という題で、フレンテみえでこういう講演会が行われる。この視点が、今全くないのではないかということも申し上げておきたいと思います。

そして、教育においては、（パネルを示す）いや、学校だけじゃないですね。ワンワードで、県民が全部この認識ができればと思います。これは福岡県のものですけれども、人との境界線を考えるということが、全部に貫かれた、この性暴力だけじゃないです、人との関係で、人権としても大切にされるべきワードだとして出されています。小さいときはお母さんと密接な関係があって、赤ちゃんは境界線ってないわけですよ。でも、それがどんどん離れていく。どこに人と人の適切な距離感を取るかということをや一と

具体のことを、事例を挙げながら教育現場でも学んでいく。働くときには、精神的な距離を相手とも考える、そんなことになるんだろうと思います。

知事はさっき、いみじくも本当に人としての尊厳と言っていました。人としての尊厳と、その人の未来と、平穏な日常と、時には命までも奪う、そういう性暴力、これは許してはならないし、なくす努力が不可欠だと思います。

もしかしたら不登校とかひきこもりとか、そこにも遠因が、この性暴力にあるということもあるかもしれません。とすれば、全ての人に関わる、そんな条例であると思いますので、先ほど課題を整理しておっしゃっていただきました。課題を整理し、調査研究をし、ぜひ私はその方向に向かっていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

時間がなくなりました。

3点目です。コロナ禍でいろんな課題が明らかになってきました。

特に、今回、例を挙げるのは、子どもたちのことです。中間支援組織というのが、行政と民間の様々な団体の中に、今こそきちっと位置づけながら課題解決に向かうべきではないかと考えていますが、例として、今、子どもを中心としたところ、特に子ども食堂あたりで、どんな活動をしていて、中間支援組織的な仕組みの必要性というのをどんなふうにお考えかということ、まずお伺いしたいと思います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 県内の子ども食堂の現状と、中間支援の仕組み、現状について考え等をお答えします。

子ども食堂は、生活が苦しい子育て家庭への食事の提供にとどまらず、食育の場であったりとか、地域交流の場、また、安心できる居場所として、様々な役割を担っていると認識しております。

県では、子ども食堂をたくさんの人に、多くの人に知っていただくために、子ども食堂に関わる関係者の皆さんと共に、平成30年12月、桑名市で、広がり、子ども食堂の輪！全国ツアー in みえという大きなイベントを開催しま

した。小島議員にもこのときはスタッフとして大活躍してもらって、みんなでカレーを食べて盛り上がったことを覚えております。

この催しをきっかけにしまして、子ども食堂の関係者が集まりまして、子ども食堂のネットワークづくりであるとか、これから始めたい人への支援、また、食材やボランティアの提供の仲介など、中間支援の機能を担う任意団体ではありますけど、三重子ども食堂ネットワークが設立されたところです。

県はこのネットワークと共に二人三脚で子ども食堂の支援を進めた結果、現在、令和3年12月末時点ですけど、県内で78か所と子ども食堂も増えておりますし、みんなで集まって食事を食べるだけではなくに、弁当を配布したりとか、食材や生活用品を配るフードパントリーとか、いろんな活動の形態も多様化しております。

こうした中で、子ども食堂も増えて、社会の関心も広まって、支援したいという企業の方も増えております。こういう申出なんですけど、やっぱり三重子ども食堂ネットワークだけで全県の中間支援の機能を担うのは、だんだん難しくなってきたと理解しております。

南北に長い本県におきましては、食材や物資の保管であるとか、配送だけを考えましても、やっぱり県内のそれぞれの地域であるとか、生活圈ごとに中間支援の機能を担う組織を育成していく必要があると県としては考えているところです。

こういう各地域ごとで子ども食堂をしている皆さんが必要な支援を受けられるように、市町や子ども食堂に携わるNPOなど関係者の皆さんと十分議論しながら、三重県らしい中間支援の仕組みづくりについて検討を進めていきたいと考えております。

〔13番 小島智子議員登壇〕

○13番（小島智子） ありがとうございます。ぜひ、強力に進めていただきたいと思います。

私は子ども食堂のことだけを言いたかったわけではなくて、ここで一番言いたかったのは、今、なかなかコロナ禍、貧困、人口減少、時代と共にたく

さんの課題があつて、それをどうやって解決していくかということ考えたときに、行政だけでは難しい。でも、本当に、特に子どもに関わったり、外国人に関わったりする団体は、高齢化はしていません。割と若い方々がこれは何とかしやなあかんという思いを持って、どんどん団体ができているような状況です。

であるならば、行政もこれからシュリンクしていく時代ですから、その間にあるところの存在というのが、これからこそ必要じゃないかなと思うからです。

2008年に三重県地域づくり推進条例というのができていて、今もなお動いています。年次報告も出していただいています。けれども、大きな2本立ての1本、市町との協働は動いていますが、多様な主体との連携というのは、美し国おこし・みえが終わってから、実はあまり動いていないと思います。所管の委員会ですので、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会で議論させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時間がゼロになりました。3期12年間、やっぱり人の命や暮らしを大事にするという観点から、ずっと質問させていただきました。お願いしたことが少しでも進めばうれしいなと思って、質問を終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。47番 西場信行議員。

〔47番 西場信行議員登壇・拍手〕

○47番（西場信行） 皆さん、こんにちは。特に一見知事、こんにちは。自由民主党の西場です。一般質問いたします。

最初に、祓川の映写パネルを用意しましたので、それを見てもらいたいと思います。（パネルを示す）これが祓川の全圏、上空からドローンで撮っています。

次に、（パネルを示す）これは祓川で環境保全活動をやっておる写真です。

（パネルを示す）これは祓川の川の中、真ん中にカネヒラというタナゴ、希少淡水魚がいます。たくさんいるのはオイカワ、ニゴイのちっちゃいのもいる、こういう川です。

（パネルを示す）これは、川での水生生物調査、斎宮小学校の子どもたち、私の母校でありまして、60年学年下の後輩です。

祓川は、櫛田川祓川統合頭首工という、いわゆる河口堰がありまして、そこから櫛田川から分かれて多気町、松阪市、明和町を流れて伊勢湾へ注ぐ、延長14キロメートルの河川で、県土整備部が管理しております。

自然の蛇行に沿って、流域全体が自然の土の堤防と天然の広葉樹の河畔林となっている。コンクリート護岸でなく、土堤でありまして、ほぼ自然のままで残っている。これがそうですね。（パネルを示す）土堤です。コンクリート護岸でない土堤であり、こういう川は極めて珍しく、淡水魚のタナゴや二枚貝類など生息する生物の種類も多く、豊かな生態系を有しているということで、日本の重要湿地500選に選定されております。

三重県自然環境保全条例に基づきまして、祓川自然環境保全地域に指定されまして、タナゴ類と二枚貝類の採取が禁止されています。しかしながら、その後、二枚貝類の生息密度が減少してきたので、維持回復事業を実施してきました。しかし、その後も減少は止まっています。

2004年、平成16年に、自然が豊かで齋宮の歴史、齋王様のみそぎの川と伝えられているふるさとの川、祓川を大切に守っていこうと三重県、松阪市、多気町、明和町の行政と住民、研究者が協力して、祓川環境保全協働ビジョンを策定しました。

当時の県の状況としては、北川元知事による生活者起点の県政が始まりまして、生活創造圏づくり推進事業における協働という概念が入ってきました。行政と住民がコラボレーションする取組の一環として、この祓川環境保全協働ビジョンづくりが行われた。

そして、これをスタートするに際しては、県土整備部の河川チームの予算としてスタートしたと記憶しております。若尾部長、よろしいですか。そういうことです。

その協働ビジョンの理念は、住民、NPO、行政、大学との協働により、自然と共生し、歴史文化と調和の取れた親しみが持てるふるさとの川づくりを進め、魅力ある祓川を後世に伝える、こういうビジョンであります。

全体会議というのがありまして、この祓川のビジョンを実現するために全体会議を開催しております。近年はコロナ禍で中断しておるんですが、全体会議は、住民と行政、行政は県、明和町、松阪市、多気町、そして研究者が参画しています。県の部局は、県土整備部、農林水産部、環境生活部です。流域の住民側としては、明和町の祓川環境美化推進協議会、松阪市の祓川を美しくする推進協議会の2団体。

主な活動としては、流域にある四つの小学校と連携して、水生生物調査、この学習成果を発表する祓川シンポジウムを開催。2010年には、淡水魚保全シンポジウム・全国大会を明和町で開催。そのときは秋篠宮殿下も御参加なされました。

協議会の皆さんたちは、地元地域への奉仕と貢献の志が高くて、不法投棄物の撤去や河原のやぶ刈り、草刈り、倒木処理、環境保全の啓発や会議など数多くの活動を熱心に継続されまして、それをもって県や国からも多くの表彰を受けておられます。

さて、そこで、知事が、この9月7日に明和町に来ていただいて、県民との円卓対話に臨まれました。そのときに、祓川環境美化推進協議会のメンバー6人と活発な意見交換をなされたところでございます。ありがとうございます。

そのときの知事との対話で、少し印象深いところを私なりに紹介すると、協議会の方から、率直な言葉で、この祓川のために私はもう精いっぱい頑張りますので、県からの支援を、知事さん、何とかお頼み申しますわなと明和弁が飛び出すと、知事もそれに応えて、お気持ちはよう分かりますけど、できることもあればできやんこともありますわなと、亀山弁らしき言葉でお答えを返されておられました。

私は、一見知事と県民の円卓対話に初めて参加しましたが、出席した祓川環境美化推進協議会の人たちとの率直な、ざっくばらんな言葉のやり取りを聞いて、県議会議場では見受けられない知事の気さくな一面を見せていただいてよかったです。知事が就任された当時に、政治は聴く力が大事やと、聴くことが大切であると言われていたことをその会場において思い出しまして、あっ、そのことにこういう形で努力してみえるのかなと、少々ですが感動いたしました。

当日、祓川環境美化推進協議会の人たちが知事に要望された倒木処理対策やタナゴや小魚が減少してきた水質問題、ふるさと水と土農村環境整備事業の継続などたくさんありますが、最も深刻な問題が、残留塩素を含む工場排水の水質問題です。

祓川上流部に食品を製造する工場があり、1日約700トンの工場からの排水が直接河川に排出されています。近年、小魚やタナゴがいなくなってきたとの話をよく聞くことがあり、工場排水口より上流部にはシジミ貝が生育しているが、下流部のほうにはシジミ貝はいないとの話も聞いております。河川に二枚貝がいなくなればタナゴは産卵できず、絶滅の危機に瀕することになります。このことから、地域住民や行政、研究者の間では、この工場からの塩素を含む排水が河川生物や環境に負の影響を与えているのではないかと

強く疑っている状況にあります。

この問題の解決を強く訴える祓川環境美化推進協議会の皆さんの声に対して、知事は、塩素が原因かどうかちゃんと調べること、科学的調査が必要である、県でも関係者で検討していきたいと発言されました。

私も、知事の発言に賛成します。まず、工場排水の実情と水生生物への影響を調べる正式または公式な調査を早急に実施していただきたいと思います。

そこで、祓川におけるタナゴ類、二枚貝類などの希少淡水魚類生物の生息数減少の原因究明に向けて、今後どのように取り組むのか伺いたいと思います。

もう1点。先ほど紹介しました平成16年、2004年に県が主となって、流域3市町と住民、研究者と共に関わり策定された祓川環境保全協働ビジョンの取組について、ビジョンから18年が経過して、祓川を取り巻く環境が近年大きく変化してきておることから、今こそ改めてビジョンの取組を関係者が連携して進める体制をつくって、祓川の自然環境保全を図っていただきたいと思います。

関係者は、先ほども申しましたが、県土整備部、農林水産部、環境生活部、松阪市、明和町、多気町の行政機関と住民と自治会とNPOと団体、研究者のことです。

そこで、このビジョンの推進に向けて、今後どのように取り組むのかも併せてお伺いいたします。まずはここまで。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 祓川、歴史を感じさせる名前であります。

9月7日に明和町での県民との円卓対話に参加する前に、実は、このお話が出るのと伺っていましたが、やっぱり自分の目で見やんとあかんわなという話をしまして、祓川を見に行きました。ほんで、びっくりしました。私らがちっちゃいときは、ああいう川が近くに、ちっちゃい川はあったんですけど、でっかい川は、私らがちっちゃいときでもやっぱり護岸に覆われていまして、あっ、これはすごい自然のままの川やねという話をして、そ

れで、協議会の皆さんとの話合いに臨ませていただいたところでもあります。

議員もその場においてになられまして、協議会の皆さんと熱心にお話をしていたいております。

私もはかばかしい答えができやんところもありまして、というのは、できやんことをできるというのはやっぱりちょっとどうやろうと思うたものですから、できることはしっかりやらせていただきますということを協議会の皆さんにお話をさせていただいたところでございます。

やっぱりああいう昔からの自然が残っているところは、汚染というのが一番よくないといえますか、これはやっぱり避けていかなきゃいかんところでもあります。その場でも、その場というのは円卓対話の場でも、そういうお話も出ておりました。

以前、私が仕事をしておりました海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律というのがございまして、海洋汚染防止法違反という取締りもやっておりましたが、やっぱり原因究明をしっかりやるということでございまして、今回の場合は、海洋汚染ではなくて水質の汚染であり、法律もまた違いますが、それから捜査権を持った捜査と調査とは違いますけれども、やはり原因究明をしっかりするという意味においては同じやなと思っています。

納得感のある調査をしていかなあかんと思っていますので、円卓対話から戻りまして、関係者に集まってもらいまして、話をしました。しっかりと調査をやっていく必要があるよなど。その調査のやり方についても、協議会の皆さんとも話をしながら、こういう調査であれば納得するよというような形で調査を進めていこうと思っています。

調査の結果が出てきましたら、関係者の皆さんにもやっぱり丁寧に説明をするということが必要ではないかなと思っています、関係者の皆さんに寄り添っていくというのが一番大事なポイントかなと思います。

それから、ビジョンの進め方でございますけれども、当日、汚染の話以外に、倒木の撤去の話もいただきました。もう年を取って、えらい大変なんやわということで、何とかできへんのかなというので戻りまして、担当部とも

話をしましたが、木が倒れたときにすぐに行くというのはなかなか行政で難しいんですが、ある程度、時間はかかるかもしれませんが、実はそういった予算も用意しておるということをお聞きまして、お話も伺いながら対応をちゃんとやらせていただきますということを担当部が言ってくれました。その話は円卓対話に行く前に教えてくれよって話ではあったんですけど、それはそれとしまして、きちんとやってくれるということでもあります。

ただ、状況がやっぱり分からんとあかんで、現場のお話も、議員にもぜひお願いしたいと思っておりますけれども、私どもにもつないでいただきまして、こういうことをやってほしいんやという話がありましたら、やらせていただきたいと思っています。

担当部が複数にまたがりますので、その担当部で連携しながら、これから地域の皆さんの御要望を伺って、しっかりと対応していきたいと思っております。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） では、祓川における希少淡水魚貝類の生息数減少の原因究明に向けた取組についてお答えいたします。

祓川に生息します希少種のタナゴ類や二枚貝類は、三重県レッドデータブック2015において絶滅のおそれがある種とされており、県が行った生息調査においても、減少が確認されています。

このため、県では、これまで祓川において外部から持ち込まれたコイやブラックバスなどの駆除に取り組んできたところです。

今回、祓川環境美化推進協議会から御意見をいただきましたタナゴ類や二枚貝類の生息数減少については、河川の水質や川底への泥の堆積、藻類の繁茂など、様々な原因が関係していると考えられます。

こうした状況を踏まえ、県では、淡水生物の専門家と共に、まずは地域の方々の関心が高い河川の水質とタナゴ類や二枚貝類の生息数減少の関係を調べるなど、原因究明に向けて地域の不安の解消につながる調査方法を検討しているところです。

今後は、検討した調査方法について地元関係者の皆様や市町と協議を行うとともに、実施に当たっては専門家、県関係部とも連携を図りながら、タナゴ類や二枚貝類の生息数減少の原因究明に向けて調査を進めてまいります。

[47番 西場信行議員登壇]

○47番（西場信行） 御答弁ありがとうございました。

御回答いただきましたように、科学的な調査、そして地元が納得する形で調査を進めていただきたいと思います。

次に、J-クレジット制度における森林吸収クレジットに入ります。

国では、カーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速化してきており、骨太方針2022においては、二酸化炭素の排出抑制と共に吸収も位置づけられ、森林整備を通じたCO₂吸収の重要性が強調されています。

県の中期戦略計画、みえ元気プランにおいても、カーボンニュートラルの実現を推進していくこととされており、温室効果ガスの排出削減対策や森林の吸収源対策に取り組んでいるところです。

このような状況の中で、現在、国においては、J-クレジット制度の活用を進めています。J-クレジット制度は、省エネ設備や再エネルギーによる企業活動のCO₂の排出削減量や森林管理によるCO₂の吸収量を森林クレジットとして国が認証して、クレジットの売買を通じて、社会全体で温室効果ガスの排出削減と吸収の活動を推進していく制度であります。

本年8月に、J-クレジット制度が改正されまして、森林吸収クレジットの拡大に向けて従来の間伐だけでなく、皆伐後の再造林や伐採後の木材利用の炭素固定などがクレジットの対象として追加されたことから、今後、森林クレジットの取組が活発化してくることが期待されます。社会活動、経済活動においてCO₂の排出というものは避けることができないものでありますため、CO₂吸収源としての森林の役割というのは、今改めて注目が集まっております。この制度改正を契機として、森林吸収のクレジットの創出拡大を図って、森林整備を促進して、脱炭素社会を目指していくべきであります。

そこで、2点質問になるんですが、本県においてJ-クレジット制度の改正を踏まえて、森林吸収クレジットの創出拡大に今後どのように取り組んでいくのかという点、それから、現行の制度において取引されている森林クレジットは、他のクレジットに比べて販売が伸び悩んでいるとの情報ですが、今後、三重県における森林クレジットの活用拡大を進めていくには、創出に加えて、販売拡大が重要となってくると思われます。そこで、本県における森林クレジットの販売促進に向けてどのように取り組むのか、この点についてお伺いいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、森林吸収クレジットの創出拡大への取組、また、販売促進に向けた取組についてお答えいたします。

森林吸収クレジットの販売収入は、森林管理者が植栽や間伐などを行うための貴重な財源となることから、県として積極的にクレジット創出拡大を推進していきたいと考えています。

県ではこれまで、クレジットの創出に当たり、国への申請に必要となる森林情報の把握や森林境界の明確化に向けて、航空レーザ測量のデータを収集し、市町や林業事業者の希望があった場合に提供できるように取組を進めてきたところです。

今般の制度改正により、クレジットの対象が広がったことから、市町や林業事業者からのクレジットの創出に関する問合せが増加しております。

県では、制度のさらなる活用に向けて、先進的かつ優良な取組事例に関する情報収集、クレジット制度や申請方法に関する周知、行政や林業事業者が森林整備に積極的に取り組むことの意義や企業が森づくりに貢献している取組のPRなどに取り組むと考えています。

一方、カーボンニュートラルの実現に向けて、J-クレジット制度に対する企業の関心が高まっており、制度の改正によりクレジットの創出拡大が見込まれています。

クレジットの購入は、企業自らのカーボン・オフセットだけでなく、地球

環境の保全にも貢献することから、県では、クレジット創出者と企業とのマッチングの推進、木づかい宣言事業者など既に森林・林業に関心の高い企業に対するクレジット購入の積極的な働きかけに取り組むことで、クレジットの販売促進につなげていきたいと考えています。

今後も多様な主体が森林・林業に関わり、社会全体でカーボンニュートラルが進んでいくよう、森林吸収クレジットの創出拡大と販売促進の取組を両輪で進めてまいります。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 前向きな答弁をいただいたと思います。

今後進めていただくのに提案、要望をさせてもらいたいと思いますが、現在、三重県では大台町が町有林1500ヘクタールを対象にしてクレジットを取得しております。そして、そのクレジットの販売代金を町有林の森林整備に充てて進めている。先行する県内のモデルかなと思っております。

今後、県においてこれを進めていくというのであれば、まず、森林クレジット拡大のために、県が自ら率先してこのことに取り組むということも大事ではないかと思います。そういう意味では、県が、いわゆる県行造林において森林吸収クレジットを取り組んでいただければどうかと。その実践を通じてノウハウを学んで、その経験に基づいた情報、知識を県内の関係機関、事業所へ普及させていく、こういうことをぜひお願いしたいと思います。

市町村有林、県行造林だけでなく、公有林のみならず、民有林の森林所有者に対しても、森林吸収クレジットの理解と参加を広く呼びかける、そして、それを林業振興につなげてもらうということが大事だと思います。現在、これも大台町にあります。宮川森林組合が、オフセット・クレジット、J-VER制度という、今のJ-クレジット制度の前身の制度を活用して、取組をこの10年間やってきております。こういうことを十分参考にして、民有林の取組も進めていただきたい、このことも要望しておきます。

先ほど質問のときにも申し上げましたように、創出したクレジットをいかに販売していくかというところが、今後、国もこのように推奨していますか

ら、県内はもちろん、全国からこういう取組が拡大していきだろと思うときに、いかに県内への森林吸収クレジットの販売促進をしていくかということが、これから大事な取組になってきます。

3点、この事例と要望をしておきたいと思います。

一つは、県内で創出された森林クレジットに対して、愛称をつけて普及を図るということです。ちなみに、滋賀県では、このクレジットに「びわ湖カーボンクレジット」とネーミングをして、この普及を図っておると。ぜひ参考にさせていただきたい。美し国という提案をしたいと思うんですが、私が言うところまで終わってしまうので、また改めて検討してください。

二つ目として、県内のクレジットを購入された企業に対して、県が森林を守り地球環境に貢献する優良団体として認証するというのもって、インセンティブを与えることはいかがですか。鳥取県の事例でございますが、J-クレジットとつとりの森を守る優良企業という認証制度を今進めております。

3点目。クレジットの販売を仲介、コーディネートする事業者を選定し、認証して販売を促進してはどうか。岩手県では岩手銀行、栃木県では足利銀行をコーディネート事業者を選定、お願いをして、実施していただいておりますと聞いております。地元のCO₂森林吸収クレジットを地元の銀行が地元の企業につなげるというシステムで、将来目指す脱炭素の新しい産業社会、経済社会が見えてくるように思えるんです。ぜひ実現できるよう検討してください。

この辺を要望して、次へ移ります。

3点目は、史跡斎宮跡整備基本構想であります。

質問の最初に、まず、県の文化政策についてのところから入らせてもらいたいと思います。

かねてより、一見知事が歴史文化に関心が高く造詣が深いことから、今後、県政展開にいかにか生かされていくかが注目されていると思います。

今定例会会議に強じんな美し国ビジョンみえとみえ元気プランの案が上程

されているが、ビジョンのタイトルが、三重の歴史に関わりの深い、美し国となっていることから、歴史文化に関する政策が盛り込まれた県政長期ビジョンと中期計画が策定されることを期待していましたが、しかし、結果として程遠い内容であると思います。県の歴史的・文化財に関する施策は、観光への活用以外では見当たらないように思います。

ビジョン・プラン案での歴史文化に関する記述が、結果としてこの程度に縮小されていることについて、県当局の見解をお伺いします。

そして、あわせて、一見知事にお伺いしたいのは、約1年前に、知事が県政への志を高く掲げられて、県民の皆さんに強く訴えられた、目指すべき賑わいのある三重の姿の中に、文化・歴史立県という政策があつて、当時の配付資料にも記載されていました。私は、この文化・歴史立県政策に同感の思いが強く、今後の県政展開を期待しておりました。そのことから、これまで地元の県民の皆さんとの懇談や県政報告の機会があると、知事の紹介や目指す県政の方向について、度々この文化・歴史立県の話を取り上げてきております。

そこで、この登壇の機会に、改めて知事に文化・歴史立県の政策について、現在どうなっているのか、その取組状況と今後の方針について伺いたいと思います。

時間の関係で、ちょっとこのところを全部一括させてもらいますが、また、本年の3月の本会議で一般質問をさせてもらいました。そのとき、齋宮を取り上げまして、日本書紀に記述されておる美し国と関係の深い齋王制度や史跡齋宮跡について、ビジョンやプランへの位置づけ、記載を要望し、質問しました。

知事は答弁では、齋宮跡にはロマンとロマンスがあり、奈良の平城京跡に勝るとも劣らない観光地であり、歴史を有する場所である、県が提唱する拠点滞在型観光になると発言されました。発言を聞いて大変うれしかった。

ところが、このたびのビジョン・プランには、一行も、一句も、一字も齋宮跡は記載されていない。一体どうなっているの、ということでございます。

この三重県政において、半世紀余りかけて国の文化庁や県、明和町、地元住民たちが取り組んできた歴史的経緯があり、日本国の歴史の根幹に関わる史跡の重要性はもちろんのこと、今後の保存活用に関する県の役割が数多くあることについて、どうして10年ビジョンや、また、せめて5年計画プランへの記載がなかったのか理解できないんです。このことについて、県の説明と今後の対応の仕方を聞きたいと思います。

さらに、タイトルの内容に入りますけれども、文化財保護法の改正によりまして、県教育委員会では、三重県文化財保存活用大綱を策定してもらいました。また、この改正法では、市町が策定する文化財保存活用地域計画が位置づけられておりまして、県内では、明和町が既に策定しております。三重県で唯一です。また、改正法では、新たに個別の国指定文化財の保存活用計画の策定も位置づけられましたので、県では、市町へ積極的に呼びかけ、支援を行うと聞いております。県内では、現在、明和町が国史跡齋宮跡の保存活用計画に取り組んでいることから、県の積極的な支援をお願いしたいと思います。

この内容、もう一度繰り返しますが、法改正による県の文化財保存活用大綱と明和町の文化財保存活用地域計画に位置づけられた史跡齋宮跡保存活用計画策定のために、県の齋宮跡整備基本構想の見直し検討が早急に必要であります。県がいつどのように進めてくれるのかが重要なポイントになっております。

齋宮跡の整備でございますが、これまで大変県のほうにもお世話になってきました。史跡整備、施設の整備としては、大きな主なものとして、平成元年に齋宮歴史博物館、その10年後の平成11年にいつきのみや歴史体験館、平成13年に10分の1模型、平成27年に史跡東部整備事業として、さいくう平安の杜が完成しております。

指定当時の皆さんと国、県、町関係との話合いの中で共有されてきたとされている10年ごとの大規模整備の実施方針に沿えば、次なる整備時期は令和7年、2025年となってくるわけでございますので、どうなるか、地元の関心

は高まります。

平成8年3月に県教育委員会が、史跡斎宮跡整備基本構想を策定していただきました。宮本長和教育長のときであります。既に26年が経過してきている。策定当時想定していなかった初期斎宮の発見と発掘が進んでおります。また、文化財を活用した観光取組への期待が高まってきております。

こういった新しい状況への対応や、そして平安時代の御殿であります斎王内院などの重要遺構があります中町地区の史跡整備をどうしていくかという大きな課題が残っております。

そこで、現在の当面する課題の解決と将来の史跡の在り方を見据えて、史跡斎宮跡整備基本構想の見直しはぜひとも必要であり、なお、構想見直しに当たっては、平成七、八年頃の基本構想策定当時のように、地元関係者の意向を尊重して、理解納得の下に進めていただくようお願いしたいところでございます。

そういうことから、この基本構想の見直し検討について、県はどのように関与して支援していくのか、お伺いいたします。

以上、4点でございます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 歴史文化に関しまして、非常に多岐にわたる御質問を頂戴いたしました。

私は歴史や文化に造詣が深いわけではないので、これからもしっかりと学んでいかないかんなど思っているわけでございますけれども、歴史も文化も拠点滞在型観光の重要な柱の一つになるだろうと思っています。

それから、先日、この議会で田中議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、文化というのは、観光との関係だけではなくて、やはり非常に重要な我々三重県人の心のよりどころでもあるやろうと思います。

特に子どもたちが育っていくに当たって、芸術というのは情操教育に非常に大きな役割を果たすんやろうと思っています。それは、美術だけではなく、歴史だけではなくて、音楽もそうやと思っています。どうやってそれを三重県に

根づかせていくのか、これからしっかりと考えていかないかと思ひます。

先日、三重県立美術館の40周年の式典に出てまいりました。多くの三重県関係の方々、企業の方々の御支援によりまして、展示品が充実してきております。県だけではできないところは、企業の方にもお願いをしてやらないか、そんな思ひをまた新たにもしておるところでございます。

ビジョンとプランについての御指摘、御質問を頂戴いたしました。

歴史文化ということでビジョン・プランをつくるときに議論してまいりました。その中で、ビジョンで申し上げますと、第2章、あるいは第3章のところに、例えばこういう記述がございます。「文化芸術を継承・発展・創造しようとする取組を支援する」、「「伝統文化」をキーワードに、各地の歴史・文化資産や自然を生かし、さまざまな価値や快適な空間を提供していく」というような記述が実はございます。それは、文化や歴史に敬意を払い、三重県として文化や歴史をさらに進展させていきたい、住民の理解を深めていきたいという思ひでございます。

プランも同様に、「文化財の保存・活用・継承」、あるいは「文化にふれ親しみ、創造する機会の充実」ということをうたわせていただいているところでございます。

齋宮跡につきましても、前回御答弁申し上げたとおりでございますけれども、齋宮歴史博物館、これも非常に素晴らしいものがございます。多くの人に、齋宮のよさを分かっていたいただきたいと考えております。

ビジョンとプランにつきましては、具体的な部分、個別の施設について記述しているところはほとんどないわけでございまして、むしろ、これから毎年度の行政展開方針で齋宮跡についてどういう対応をしていくのかということも今議論しておるところでございます。

どのタイミングで盛り込んでいくのかということも、これは今後の議論でございますけれども、そういったことも含めまして、齋宮跡についても磨き上げをして、観光にも資するし、それから子どもたちの教育にも資する、そういったものにしていきたいと思ひています。

これは明和町とも一緒にやらないかんと考えておりますので、これから町ともよく議論をしながら進めさせていただきたいと思っております。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 御質問いただきました中で、私のほうからは、齋宮跡の基本構想の話、それと、今後の方向性というところについて御説明させていただきます。

まず、国史跡の齋宮跡ですけれども、議員から度々質問等の中で御紹介もいただいているところですが、面積が約137ヘクタールと非常に広大な史跡で、その歴史は飛鳥時代に遡って、歴史的・文化的な価値が非常に高い史跡であると認識しております。

この6月には3年ぶりに、地域の皆さんの手によりまして齋王群行、齋王まつりも開催されております。

また、齋宮歴史博物館の中では、今年の3月から、この50年にわたる発掘調査の中で解き明かされてきた発見の中身につきましてまとめた新しい映像も展示されておまして、これまでの歴史、それから齋宮跡が持つ魅力などを皆さんにお知らせしているところでございます。

この齋宮跡はもとより、文化財というものは県民の皆さんの財産でもありますので、地域住民の皆さん、それから企業の皆さんや学識経験者の方、それから行政などを交えて検討を重ねて、地域づくりですとか観光振興への活用を図りながら、未来へ継承していくことが重要であると考えております。

現在、県では、三重県文化振興条例（仮称）について議論しているところでございまして、三重県文化審議会の中でも、この齋宮をはじめ文化財の保存、それから活用が今後重要になってくるといふような御意見も頂戴しております。

今後、条例に基づいて基本方針を策定してまいりますけれども、齋宮跡につきましてもしっかりと議論をした上で織り込んでまいりたいと考えております。

それから、もう1点、基本構想についてでございます。

齋宮跡の整備につきまして、議員からも御紹介をいただきましたが、いつきのみや歴史体験館、それから10分の1の模型のあります齋宮跡歴史ロマン広場、それから、さいくう平安の杜の完成を続けております。

近年では、発掘調査で大きな成果の上がりました初期齋宮の魅力につきましても、新たな映像展示という形で博物館の中でもお知らせしておりますし、県内外に様々な形で発信してきたところでございます。

これらによって、齋宮跡というのは、地域の住民の皆さんにとって、また、その県内外からお越しいただく観光客、あるいは齋宮を訪れていただく皆さんにとっても魅力のある史跡公園へと変化してきていると考えております。

先ほど御紹介をいただきました文化財保護法の改正で、保存活用計画が法律に位置づけられております。

こうした状況を受けて、明和町では、齋宮跡の保存活用計画を改正して、新たな計画を策定する予定とされております。その内容には、活用、それから整備の基本的な考え方を盛り込むということになっておりますので、県で策定しておりました整備基本構想の内容がそこに統合されていくという形になります。

そこで、県といたしましては、これまでの経緯も踏まえつつ、明和町や地域の皆様、それから有識者の方々と共に、今後の齋宮跡全体の整備に係る議論を進めていきたいと考えております。

また、この齋宮跡保存活用計画が作成された後には、その内容を踏まえて、齋宮跡に係る県の具体的な整備計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 知事と部長にお答えいただきました。

知事のほうには、文化・歴史立県についていかがかという質問をしてありますので、後でそのことについて、また答えていただきたい。

部長の答弁の中で、これからつくっていく文化振興条例の中へ、そして、

その方針の中に齋宮跡を盛り込んでいきたいという御回答をいただきましたので、これも前向きに今後取り組んでいただくというように理解いたします。

質問の中でも言いましたけれども、この齋宮歴史博物館以降、主たる10年単位で整備されてきて、平成27年以降、県の財政の状況の悪いところもありまして、今後の整備についての課題がなかなか出てこないといえますか、今後が見えない状況になってきたわけですね。

しかし、文化財保護法が改正されて、齋宮跡の保存活用計画を提出せねばならないという状況になってきて、いつまでも放置できないという、併せたこの状況が今来ております。

でありますので、今後、初期齋宮の問題もありますし、それから、申し上げました中町地区の整備の課題もありますし、こういうものを入れ込んだ新たな県の整備方針というのをぜひつくって、そして、これから提出します齋宮跡の保存活用計画に間に合うように、県が整備構想をつくり上げていく、見直していただくことをぜひお願いしたいと思います。

じゃ、できましたら、文化・歴史立県について、知事、お願いいたします。

○知事（一見勝之） 討議資料の中で、入っていますよね、文化・歴史立県について記述してございます。文化・歴史立県三重を目指して、地域の皆様と連携しながら、様々なイベントを開催していきますという書き方でございます。

文化・歴史立県というのはなかなか分かりにくいということで、そこを分かりやすく書こうということで、ビジョンの中では、先ほど申し上げたような、文化芸術を継承・発展・創造ということで言葉を変えておりますが、心は同じでございまして、歴史や文化を基に三重県のよさというのをアピールしていきたいということでございます。

加えまして、具体的なやり方については、先ほども申し上げましたけれども、行政展開方針で何を書いていくかを議論しながら、皆さんにも見ていただきたいと思っているところでございます。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 部長、これはね、ゴシックの太い文字で文化・歴史立県を目指すって書いてあるんですよ。ですから、この中の内容をそれぞれに盛り込んでいくというようなものじゃなしに、文化・歴史立県を目指す三重県というのをまず掲げていただいて、そして、これからの県政の柱として進めていただくようお願いしたいと思います。また、機会があれば議論させてもらいます。

最後に、農業振興対策です。

政府の骨太方針2022で、安全保障について、外交、経済、エネルギーに並んで、四つ目の柱として食料が位置づけられました。大きな方針です。そして、農政の憲法であります食料・農業・農村基本法の見直しをやると発表されました。食料安全保障の強化というものがこれから進められます。

それから、知事が今月の14日に1年を迎えたというので、定例記者会見で今後の課題として、もう少し農林水産に取り組みたいと発言していただいたという新聞記事を拝見しました。

そういうことから、本県農政のさらなる展開を期待しながら、今日は質問したいと思います。

そして、もう時間の関係で農業研究に絞りたいと思いますが、この農業研究はもう遡ること150年、県政の始まりとほぼ同じですね。そこから、栽培試験場というものから始まってきました。

そして、技術開発に、品種改良に様々取り組んできて、多くの成果を残しています。全国にも一番広まりましたこの技術の成果としましては、茶畑の防霜ファン、これは昭和46年に茶業センターの横山俊祐さんたち研究員によって開発されました、その効果はもう抜群でありまして、瞬く間に全国にも普及して、今ではすっかり日本全国の茶畑風景となっております。

果樹振興議員連盟で、さきに服部議員も質問で取り上げられましたけれども、熊野市、御浜町を視察させてもらいました。そんな中で、改めて確認したんですが、紀南果樹研究室が開発した温州ミカンの新品種、みえ紀南1号は、三重ブランドのみえの一番星として、糖度が高くて、全国でトップで販

売される超極わせ品種で、これも開発された大きな成果であります。来年8月の全国カンキツ研究大会においても注目されると思います。

ほかにも、イチゴの新品種、かおり野、よつぼしがありますし、水稻では、結びの神、三重23号など、挙げれば切りがありませんが、多くの成果を残して、農業研究は貢献してきております。

しかし、先ほどから申し上げておりますように、環境が変わってきております。これは農業研究においても少なからず影響が及んでくるであろうと思います。

今現在の農業研究所は嬉野にございますが、昭和45年に県農業技術センターとしてスタートして、50年を超えた年月が経過をしております。そういう中で、改めて農業・農村の新たな時流に合わせた将来の農業研究の在り方、そして組織体制、こういうものも見直しして検討していく時期にあるのではないかと思うところであります。

もう一つは、農業研究所の施設整備の老朽化についてです。このテーマは、松阪市選挙区の田中議員が少し以前に質問されております。その後、電気設備の修繕等が進んでおるようですが、その他の施設等についてはなかなか、本館などは特に雨漏り、経年劣化が進んでおると聞くものですから、懸念を強くしております。

私も、いろいろ農業団体の関係がありまして、時々訪問して、研修会、会議などに参加しておりますので、自分でも実感しておりますが、床や窓枠のサッシなどの傷みがかなり進んでおりまして、恐らく雨漏りや隙間からの吹き込みがかなりあると思われまして、本館だけやなしに、いろいろ水道とか、あるいは排水、換気、排気、いろいろな器具機材なども相当古くなってきておると思いますし、計測の機械などももう古くて使えないのではないかというような心配もしておるようなところであります。

こういうところの実態をきちっと調べていかねばなりませんけれども、こういったことにどう対応していくのかということです。

昨年、私も、環境生活農林水産常任委員会でしたか、茶業・花植木研究室

の分析機器がないというようなことから、これは必要だろうと思って要望していますが、これなんかどうなっていますかね。

それから、大変気になることは、県単試験研究費の問題です。10年ほど前から減り続けまして200万円程度になって、落ち込んでしまったんですが、その後、さらに200万円が20万円、10万円になって、ここ7年間はゼロなんですよ、県単試験研究費。全国の県で県単試験研究費がゼロ円の農業研究機関がほかにあるのかどうかということです。今後の対応を急がれますようお願いしたい。

以上、本県農業の試験研究の重要性に鑑みて、本県農業研究のさらなる発展のために、抜本的な対応を願うところです。

そこで、農業研究の在り方と研究所の本館改築も含めた関係施設の整備に向けてどのように取り組んでいかれるのか、少なくとも検討開始をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、今後の農業研究の在り方と農業研究所の施設整備についてお答えいたします。

農業研究所は、農業者の多様なニーズなどを踏まえ、生産現場の課題解決と農家の生産性向上につながる研究を行う、本県農業を支える重要な機関であります。

研究所では、これまでに水稻やイチゴ、かんきつ、サツキなどの新しい品種開発に加え、水田農業における収量や省力化に向けた栽培技術、伊勢茶、かんきつなどの安定生産と品質向上技術、トマトを中心とした植物工場におけるスマート技術などの開発に取り組んできたところです。

一方、最近では、SDGsやゼロエミッションの実現に向けた社会の動きに加え、化学肥料などの価格高騰に伴う影響もあって、土壌をはじめ地下水や河川など、環境への負荷をさらに軽減する技術の開発が求められています。

このため県では、みえ元気プランの策定に合わせて、現在、令和8年度を目標とする農林水産試験研究ビジョンを検討しているところであり、今後、

中期的には、これまでの品種開発やスマート技術などの研究開発に加え、化学肥料や農薬の削減といった、より持続可能な農業の実現に向けた研究開発に取り組むこととしております。

さらに、長期的には、本県農業の動向や食料生産に関する社会情勢の変化などをしっかりと見据えながら、研究開発の取組方向を施設整備の在り方と共に検討していくことが必要と考えています。

現在、農業研究所の本館建物は、構造上は耐震性が確保されているものの、細部にわたって老朽化が進行しており、毎年、専門事業者による点検を実施しながら、必要に応じて修繕や設備の更新を行い、長寿命化を図っているところです。

こうした施設の状況も踏まえながら、長期の研究ビジョンの検討を2か年程度かけて行うこととし、ビジョン検討のためのロードマップを早期に作成した上で、有識者による懇話会の設置、国や他府県、民間における農業関係の研究者のほか、農家をはじめ県内の農業関係者との意見交換などを進めていきたいと考えています。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 更屋部長、答弁ありがとうございました。

2年間かけて有識者懇話会を設置して、このことについて研究の在り方、そして施設整備について検討すると。大変前向きなお答えをいただいたことに改めて感謝申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

もう一つ、農業関係で土地政策の地域計画の質問をしようと思っておったんですが、ちょっと3分では時間がないので、また予算審議の中でそれを取り上げさせてもらうようにして、今回は省略させていただきますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

あと2分なんですが、今日、村林議員が南北格差を言われました。知事、三重県に南北格差は歴然とあります。これはもうあります。それは、田川亮三県政のときから、均衡ある県土の発展のために、南と北の均衡を図るために県政をどう展開するかというのは、この50年来の県の政策の基本なんです

よ。でありますから、これを南北格差はないと知事が言い切れるのであれば、それも含めてきちっとした一見県政の理論立てとそれから県政の方針がもう少し明確に打ち出されないと、そのことを単に聞きおくというわけにはいかないです。

人口は、三重県の南北をどこで区切るかによりますけれども、昔の安濃津県と度会県の境だったら雲出川付近かなと思うと、松阪市以南と津市以北に分けりゃ、人口は7対3、7割は北勢に集中しています。県内総生産なんかの経済も7割以上、北勢にありますね。1人当たり県民所得、市町の上位10位は北勢でしょう。下位の市町は南だと思います。市町の財政力指数、上位10位は北勢、下位10位は南部。

こういう経済を中心として、南北の違いというのは歴然で、こういうものに対して政策をどう打って出るかというところでございまして、知事が先ほど言われた中で、そういう序列をつけるとか、レベル、格差をつけるというようなものについて知事は思いがあって、そういう意味で南北格差という言葉を使いたくない、これは理解します。

そういう意味では、今までずっと我々はそういうことをあまり気にせず使ってきたのですけれども、北主南従という言葉があったんです。県政の中でこの北主南従の状況をどう脱するかという話を使ってみた。だから、そういうことは、我々意識して、このような言葉やそういうものについて、使い方も含めて考えていかならんこと、その点は一定理解できますが。

少し南北格差について自分の意見を申し上げ、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。40番 中村進一議員。

〔40番 中村進一議員登壇・拍手〕

○40番（中村進一） 新政みえ、伊勢市選挙区選出の中村進一であります。

最後の一般質問となりますが、よろしくお願い申し上げます。

3年目に入りました新型コロナウイルス感染症、今日は739名が新たな感染者ということで、あと重症者がお二人、そして病床使用率は26.5%、この数字を見ますとようやくピークが過ぎたな、そんな感がありますけれども、まだまだ油断は禁物だと思っております。

そんな中で、県民の命と健康を守るために、連日御尽力いただいております医療関係者、保健所の皆さん方、様々な立場で関わっておられる皆さん方に、私のほうからも感謝を申し上げたいと思います。

通告に従って質問に入ります。

今日の質問は、私のところに寄せられました県民の切実な声がたくさんございます。それを組み立ててつくらせていただきました。

まずは、誰も取り残さない安心して暮らせる三重県を目指してということで、4項目、聞かせていただきます。

一つは、ひきこもりと8050問題への対応であります。

知事をはじめ執行部の皆様方には、先般、ひきこもり支援を考える三重県議会議員有志の会と松阪市、三重県が共催で開催しましたひきこもり支援フォーラムに御参加いただきました。メンバーの1人として、私からも感謝申し上げたいと思っております。

9月17日の中日新聞の社説に、「ひきこもり 特別視せぬ地域社会に」と

いう題で、このフォーラムをはじめ県の行った実態調査、全国初のひきこもりに特化したひきこもり支援推進計画を策定したことも紹介されておりまして、三重県の取組は他の自治体からも注目されることになったのではないかと考えております。

7月に、就労継続支援B型の事業者の方から、利用者の生活実態が非常に心配だとお手紙を頂きました。早速、関係者の皆さんに実情を聞かせていただきました。

今は親が80代で、通所者は50代、この80代の親が息子の生活、面倒を見ているけれども、このままだともう間もなく9060、つまり90歳の親が60歳の子を見る、そんな形になってしまうのではないかと心配でならない。自立できるようにと工賃を上げられるような仕事を探すなど努力はしている。また、いろんな仕事を経験していただき、民間企業で働けるようにしたいけれども、正直、現実はなかなか難しい。

私がお伺いした事業所では、14年間引き籠もっていたけれども、利用者ですけれども、うちへ来たら、もう1回も休まんとずーっと通ってみえる、そんな方もありました。

その事業所が言うのは、8050になってしまつては遅過ぎる。もっと早う何とかならんだんか。まずはここへ出てきてくれたらな。もっと早く、寄り添い支援はできなかったのか。もうとにかく早く何とかしてやりたい。

私は、その事業者が、自分のところの利用者のそれぞれの家族の状況を把握して、心配されている、本当にありがたいことだなと思わせていただきました。

それで質問でありますけれども、ひきこもり支援には、分かりやすい正解というのは、今ない。そのように研究者の方も言ってみえます。だけれども、現実には8050を9060にしてはならない。しないためにも、この4月から始まっている全国初のひきこもりに特化したひきこもり支援推進計画を実行している、まさにスタートしたばかりでありますけれども、まずは知事の意気込みを先にお聞かせいただきたいと思いますし、県におけるひきこもり地域支

援センターがありますけれども、これは本当に私は重要だと思いますけれども、市町や社会福祉協議会からその姿はきちんと見えているのかどうなのか。そして、その役割と体制について、お聞かせいただきたいと思います。

もう1点、松阪市でのひきこもり支援フォーラムには、最後まで熱心に参加いただいた教育長、ありがとうございました。

中瀬古議員の質問にもお答えいただいておりますが、斎藤環講師は、学校におけるいじめ、先生によるパワハラ、校則等、これがきっかけで不登校になったり、そのままひきこもりになったりするケースが非常に多い、まずは早い段階から学校での取組が必要だと明快におっしゃいました。

私は、全てを学校にばかり押しつけることは難しいだろうなと思いながらその話を聞いておりましたけれども、まず学校における丁寧な不登校対策、これがやはり必要ではないかと思っております。不登校からひきこもりにならないために、教育長の御所見をお聞かせください。

まず、以上、よろしく願います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ひきこもりに関しましては、やはり正しい理解というのが一番大事やと思います。

そういう意味では、私も参加させていただきましたけど、4月に津市で、8月に松阪市で、両方とも最後まで聞かせていただきましたけど、理解をきちんとするということが重要でございます。この二つのフォーラムにつきましては、県議会議員の有志の方々と一緒に県がやらせていただいたところでございますけれども、有志の方々に敬意を表するものでございます。

まず、県民の皆さんに、ひきこもりというのはどういう状態なのか、どういうものなのかということをお理解いただくというのが一番大事。

次には、居場所をしっかりとつくと。引き籠もられた方が、家庭もそうですけれども、家庭の外にも居場所をつくって、家から出てこられるような環境をつくるというのは大事やと思います。

そういう意味では、私も7月14日にいなべ市の瑠璃庵を訪問させていただ

きました。そこで、瑠璃庵に訪問されている方ともお話をさせていただきました。こういった場所をいろんなところにつくっていくというのが、2番目に大事なことかと思えます。

3番目は、関係機関、いろんなところが関係します。先ほど御質問いただいた教育の関係もあります。あるいは福祉の関係もごございます。医療の関係もごございます。そういったところの関係づくりというのが重要であると考えております。

議員御指摘のように、8050問題に至る前に、家族も対応し、それも正しい理解で対応し、それから家族以外の方も、ひきこもりの方の家族を含めて支援の手を差し伸べる、こういう形をつくっていくのが望ましいものだと思っております。

三重県では、今年の3月に三重県ひきこもり支援推進計画、ひきこもり支援に特化した全国初の計画でございしますが、これをつくっています。ただ、計画をつくるだけではあきません。やはり仏を作って魂を入れていかなきゃいけませんので、どういう具体的なことができるか、しっかりと皆さんとも御議論させていただきまして、具体的な方法を模索していきたいと考えているところでございます。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） ひきこもり地域支援センターの役割、それから取組の内容について、御説明させていただきます。

三重県ひきこもり地域支援センターは、平成25年4月に三重県こころの健康センター内に設置し、昨年度策定いたしました三重県ひきこもり支援推進計画においても、精神保健に係る専門相談や支援者のスキルアップ、関係機関とのネットワークづくりなどの役割を担う機関として位置づけております。また、昨年度以降、精神保健福祉士及び看護師を新たに配置し、体制の強化を図ったところでございます。

当センターでは、本年度から医療、保健、心理、法律等の多職種から成る多職種連携チームを新たに設置し、ひきこもり当事者や家族へのアウトリー

チ支援に取り組んでおります。

また、支援者がひきこもり当事者や家族からの相談により適切に対応できるよう、今年度、ひきこもり相談支援マニュアルを改訂いたしました。この改訂マニュアルを活用し、実践的な支援方法を学ぶことができるロールプレー等を取り入れたひきこもり支援者スキルアップ研修を実施したところでございます。

ひきこもりに関する支援は、市町、教育、就労、福祉、保健といった分野の関係機関が連携することが重要であることから、毎年度開催しております三重県ひきこもり支援ネットワーク会議等を活用し、引き続き連携強化、支援の充実を図ってまいります。

また、事例検討や講習会などを通じて、市町、それから市町の社会福祉協議会の職員の方々への技術的な支援にも注力してまいりまして、全ての県民の方々に頼っていただけるような組織を目指しまして、今後とも、子ども・福祉部と共に、こうした関係機関相互の顔の見える関係づくりをより一層充実させ、ひきこもり当事者や家族に寄り添った支援を進めてまいりたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 私のほうからは、不登校がひきこもりにつながらないような早期からの丁寧な対応ということで、その取組について御答弁申し上げます。

まず、学校では、担任や養護教諭が中心となりまして、児童生徒の表情とか態度、それから授業の様子など、気になることがある場合には声かけや面談をしています。また、欠席や遅刻、保健室利用の増加など、その状況に応じて家庭訪問を行うなどもしているところです。

その中で、心理的な支援が必要な場合はスクールカウンセラーが、福祉などの関係機関につなぐ必要がある場合はスクールソーシャルワーカーが関わり、必要なときは休むことも含め、一人ひとりに応じた支援に努めています。

県教育委員会では、各学校で児童生徒の変化に気づいたり、相談しやすい

環境をつくったりするために、カウンセラーやソーシャルワーカーとは別に、令和2年度途中からですけれども、教職経験のある人材を教育相談員として任用し、多くの中学校に配置しているところです。

また、若い教員が増えてきていますことから、不登校に至った経緯とか初期の対応、それから関係機関との連携とかの参考にもなるように、令和3年度に不登校対応事例のデータベースをつくりまして、各学校での活用を進めているところです。

今年度ですけれども、潜在的に支援が必要な児童生徒を把握するために、スクリーニングの手法を用いて、授業の様子や友人の関係、健康状態などを教職員共通の基準で見える化し、校内のチーム会議でその情報を共有して、早期から支援できる取組もモデル校で進めているところです。

今後も、悩みや不安のある児童生徒に早期に気づいたり、相談しやすい環境づくりを進め、市町教育委員会とも連携して、一人ひとりに応じた必要な支援につなげてまいります。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） それぞれに御答弁いただきましたが、ひきこもり地域支援センターにつきましては、本当に全ての県民に頼ってもらえ、そしてまた顔の見えるというお言葉をいただきましたので、そういった状況で、ぜひ生かしていただきたい。体制も補強していただいたとっておりますので、また、いろいろとチェックしていきたいと思います。

それから、教育長、今、子どもたちの変化等に気をつけていくということでありまして、やっぱりいじめ、それから触れられなかったですけれども、きつい校則だとか、それから先生方の中にはちょっとその子が怖がるようなハラスメント的な部分もあるのではないかと、そういったものになかなか手がつけにくい、あのときの話ではそんなような話もございましたので、そういったことも含めて、これからの教育委員会としての対応をしっかりお願いしたいなということを申し上げておきたいと思います。

それから、ひきこもりの関係で皆さん方と様々なお話をさせてもらいまし

たけれども、やっぱり専門家だけやなしに、私、この間、伊勢市社会福祉協議会のひきこもりの講演会へお邪魔させてもらって、我々議員団で総社市というところへ行ったときの、そこの社会福祉協議会に27年間勤められて、今、研究の仕事をしている方のお話を聞いたんですけれども、やはりひきこもりというのは、ひきこもりも虐待もいじめもヤングケアラーも生活困窮者も交ざってきている、非常に根っこではつながっているのではないかと、そんなお話もありました。そんな中で、専門家だけやなしに、やはりひきこもりサポーター、そういった市民の方で教育とか養成された方たちが非常に助かる、そんなお話も聞かさせていただきました。

ひきこもり支援サポーターを、伊勢市社会福祉協議会ではそういった、伊勢市生活サポートセンターあゆみというところなんですけど、そこではもう既に25名も育成して、そしてまたこの10月から3期目でそういう市民の応援団をつくっているということでございます。そういったことも、ぜひ先端で頑張っている部分を受け入れていただいて、そしてまた就労支援なんかも一生懸命やっただいておりまして、仕事が終わったら、お米とお茶を渡してお疲れさまということでもなかなか人との交わりのしにくい人たちをそういう形でやっている、そういう活動がありました。

できたら、県のほうでいろんなちょっとしたお小遣い程度を考えてくれるといいのになという話も聞きましたけれども、私のほうからは、そういったしっかり先端で頑張ってくれている活動を取り入れた形で、県にはひきこもり支援の事業を進めていただきたいなということをお願い申し上げて、次の項へ進みたいと思っております。

一つずつ、非常に深いので申し訳ないんですが、次は、子どもの貧困対策ということで進めさせていただきます。

先ほどからいろいろ申し上げておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大だとか、ロシアのウクライナ侵攻だとか、円安とか、こういった形で物価高が非常にきつくなってきております。子どもの貧困ということで、今苦しんでみえるところに、こういった弱い方たちのところに、社会的に厳

しい御家庭をこういった物価高が直撃しているのではないかと考えております。明日から10月になりますけれども、さらに様々な物資の値上げが決まっている。そういう状況で、ますますひどくなるのではないかと考えております。

先ほど、伊勢市社会福祉協議会のひきこもり講演会について紹介させてもらいましたけれども、この質問に当たって、市の担当者、社会福祉協議会、NPOの皆さん方など現場で必死で関わっていただいている皆さんから課題と対策を聞かせていただきました。なかなか難しいです。ひきこもりも含めて、こういった、先ほど申し上げましたが、本当につながっているんですね。

こういった中で、お伺いしたいんですけれども、子どもの貧困はなかなか見えないんです。NPOの方がお子さんの養育支援などで家庭の中へ入っていたときに初めて、そこでヤングケアラーなどの実態が分かってくる。入ってみると、本当に小さい子が家事を手伝っているんです。それがお手伝いなのか、ヤングケアラー状態なのか、なかなか見極めにくいんです。

質問は、まず、現在の子どもの貧困の状況、ヤングケアラーの実態をどのように把握されているのか。把握しないと政策もできないと思いますので、どのような取組を行っているのか、その点についてお伺いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 子どもの貧困やヤングケアラーの実態をどのように把握して、どんな対策を行っているのかという質問にお答えします。

子どもの貧困の実態というのは、本当に議員御指摘のとおり見えにくいということを踏まえまして、県では平成27年度に三重県子どもの貧困対策計画をつくったんですけど、これをつくるに当たって児童相談所であるとか、学校が把握している事例を本当に一本一本詳細に分析・検証をやって、どんな状況にあるかということ調査しました。

その結果、子どもの貧困につながる要因については、家計の不安定さにとどまることなく、例えば家族の病気であるとか人間関係の不和などが複雑に絡み合っていること、また、当事者の多くが社会的に孤立し、自らSOSを

発しにくい実態があることが分かってきております。

また、次の計画の改定を行いました令和元年度には、ひとり親家庭の親子や子ども食堂、学習支援教室の利用者を対象に、幅広くアンケート調査を行うとともに、いろんな困難を抱える家庭の支援に携わっているNPOの方などと意見交換も行いながら、実態の把握に努めてきたところです。

その結果については、特にやっぱり子どもの教育についての支援の要望が多いこと、また、日常生活での経済的支援を求める声が次に多いというような結果が分かっているのと、いろんな生活が苦しい子育て家庭への支援制度があるんですけど、その認知や利用が思ったように進んでいないというようなことが分かっております。

その後、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行しまして、社会情勢も大きく変化しております。その都度、子ども食堂の運営者等から、いろんな話を聞かせてもらいながら、子どもの貧困の実態把握に努めてきているところでございます。

一方、近年ではヤングケアラーという新たな課題も顕在化しております。ヤングケアラーの背景には、議員もおっしゃったように、家族の疾病であるとか、ひとり親、子だくさんの家庭が多いなど、やっぱり子どもの貧困の背景と重なる部分が多いということを認識しております。

また、このヤングケアラーの中には、ネグレクトであるとか心理的虐待に至っている場合もありまして、課題を抱えた子どもや保護者を見守る、市町にあります要保護児童対策地域協議会に登録されているケースも多く存在すると認識しています。そのため、県では、今現在なんですけど、この協議会に対する実態調査を行っております。大体、全県で5000人を超える子どもが登録されておるんですけど、その調査結果については、来年2月には報告書としてまとめ、今後のヤングケアラーに対する支援に役立てていきたいとしております。

こうした調査の結果も踏まえまして、現行の子どもの貧困対策計画では、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、身近な

地域での支援体制の整備、これを五つの柱として様々な施策を総合的に展開しております。

主な取組状況としては、教育の支援では、計画が始まる前のひとり親とか生活困窮世帯への学習支援の状況なんですけど、始まる直前については、6市町でしか利用できなかったのが、令和3年度には26市町で利用できるところまで来ております。また、生活の支援の中の子ども食堂の数も年々増加して、午前中にも言うたんですけど、令和3年12月時点で78か所まで増えております。こういうこともあって、一定、子どもの貧困対策については、成果が上がっているのではないかと考えています。

また、支援制度の認知度であるとか利用の促進については、スマートフォン等で24時間アクセスができて、必要な支援情報につなげる、ひとり親家庭等相談用AIチャットボット、どんどんたどっていくと必要な支援につながっていくというものも、今システム構築に向けてスタートしているところがございます。

昨今の急激な物価高も重なりまして、子育て家庭の生活というのはますます苦しくなっていると思っております。

今後とも、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや貧困の連鎖によって閉ざされることがないように、市町や学校関係者、子育て支援に携わる多くの団体、NPOの皆さんと連携を深めながら、子育て家庭に寄り添った支援を進めてまいります。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一）　たくさんの現場から課題に挑戦していただいているということが分かりました。知事がおっしゃった、仏を作って、魂を入れる段取りを一生懸命やっただいただいているということが分かりました。

ただ、本当に物価高が急激ですので、ぜひ貧困家庭、そしてヤングケアラーの対策、私は待ったなしだと思います。ぜひ急いでいただきたいと思っておりますし、今のお話で、市町や社会福祉協議会、学校、NPOとかボランティア団体、企業、そういったところとの連携ということも聞かせてもら

いましたので、ぜひともそれを進めていただきたいと思います。

次に、（パネルを示す）児童虐待をなくすためにということで上げさせていただきましたが、これは、子どもを虐待から守る条例第27条に基づく年次報告書の資料に厚生労働省発表の速報値を入れたグラフであります。年次報告書によりますと、児童虐待相談対応件数、令和3年度、三重県は2147件で昨年より168件の減となっております。これまで6年連続で過去最多件数を更新してきたんですけども、7年ぶりに減少に転じた。ただ、日本全体は、31年連続でずーっと増えている。最近ちょっと鈍化しているようですけれども。

児童虐待は非常に大きな問題でございます。私もずーっと、去年の12月も質問をさせていただいたんですけども、年度途中なんですけど、現在の状況はどうなっているのか、少し減ったけれどもこれをどう捉えているのか、そして、どうこれから取組をしていくのか、簡潔に児童虐待についてお答えください。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 児童虐待の件数が減少した要因と今後の対策をどう進めていくかという質問に対してお答えします。

7年ぶりに減少に転じた理由、なかなか分析というのは難しいんですけど、私どものほうでは、まず一つは、体罰によらない子育て、子育てに体罰は駄目ですよという法改正もありまして、県や市町で啓発もやってきたんですけど、それが一定効果が出てきたのかなど。それと市町におきまして、福祉的支援を必要とする子どもや家庭をサポートする子ども家庭総合支援拠点の設置が進んだこと、また先ほども説明しました、子どもを見守る要保護児童対策地域協議会の運営強化に努めたことにより、地域による対応力の強化が図られたものと思っております。また、いわゆる面前DV、子どもの前でDVを振るう、そういうような心理的虐待に係る警察からの通告が減少したことなどが考えられると思っております。

しかしながら、平成30年以降、虐待の件数は2000件を超える高い水準で推

移していることに加えまして、今年度、もう半年近くになるんですけど、月ごとの状況を見てみますと、ばらつきはあるものの県内では昨年度を上回る児童虐待に関する通告が寄せられているという現状もあります。

また、外国につながる子どもや家庭が多い地域を所管する鈴鹿児童相談所におきまして、令和3年度からモデル的に外国の生活習慣や文化を理解して通訳等も行える外国人支援員を配置したこともありまして、外国につながる子どもに関する相談が増加しているというような傾向もございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や昨今の物価高、子どもや家庭を取り巻くこのような環境は激しく、厳しく、虐待リスクの高まりにつながるおそれもあると思っております。

そのため、県内の相談対応件数が減少に転じたことで取組の手を緩めることなく、今後の状況変化も注視しながら、児童虐待に向けた取組を一層強化していく必要があると考えております。

今後の主な取組としましては、まずは児童福祉司等の専門職の人材確保を着実に進めるとともに、経験の浅い職員が増える中で、研修等も計画的に行いながら人材育成に努めていきたいと思っております。あわせて、県内全ての児童相談所で導入したAIを活用した児童虐待対応支援システムのデータ蓄積を一層進めることで、さらに精度向上を図るなど児童相談所における相談体制の強化に取り組んでいきたいと思っております。

また、児童福祉法の改正によりまして、市町においては、令和6年度以降、児童福祉と母子保健の支援を一体的に提供することも家庭センターの設置が求められることとなります。これを促進することによって、地域における虐待の未然防止であるとか対応力のさらなる強化を図っていきたいと思っております。

児童虐待対応については、児童相談所だけでできるものではありません。市町や警察、保育所、学校、医療機関など関係者との連携が何より重要であると考えております。みんなの連携強化を一層図ることで、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けてしっかり取り組んでまいります。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） 答弁をいただきました。

最近、昨年度より若干増えてきているという傾向も見られるということでございますので、減った数字というのは、安心はできやんということで理解させてもらいました。引き続き、しっかりと対応していきたいと思います。

1項の4番目、新型コロナウイルス感染者への対応について、1点、教育長に聞かせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症、本当にいろんなところでいろんな方々に影響が出ております。いろんな方からいただいておりますが、1点だけ紹介させていただきます。

教員採用試験を受けられた方から手紙を頂いているんですが、試験日当日に新型コロナウイルス感染症になっているということが分かってしまったんですね。ほんで、受験、何とかならないのかということで問い合わせたところ、募集要項に書いてあるので読んでください、こんな返事やったんです。お役所仕事の回答で、言うているのは正しいんですけども、ちょっとどうなのかということで、大変悔しい思いをされたようであります。

新型コロナウイルスに感染したくて感染する人は一人もありません。教員になるために大学で4年間頑張ってきた方、講師をしながらも何年も挑戦し続けている方、さぞかし悔しい思いをされた方が何人かあったのではないかと思います。

新型コロナウイルス感染症は、どれだけ注意しても、どんな形で誰が当事者になるかも分かりません。要項は人がつくるものであります。誰一人取り残されないように対応すべきだったのではないかと、そのように思っておりますので、予備日をつくるとか、日程調整について要項を考える、変えていくなり検討するなり、そういった考え方はあるのかなのか、お聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 教員採用試験において、新型コロナウイルス感染症に

より受験できなかつた人への対応について御答弁申し上げます。

まず議員から御紹介がありました、新型コロナウイルスに感染した方からの問合せに、御紹介のあったような形でのお答えであったとすれば、よりもっと丁寧に寄り添った対応をするように心がけていきたいと思っております。

今年度の教員採用試験は7月23日に1次試験として筆答試験、8月17日から29日に2次試験として、技能実技、論述、面接試験を行いました。

このうち1次試験の問題は、他の都道府県と同様に、約30教科の問題を多くの教職員が何段階にもわたる確認作業を行った上で作成しております。また、試験の運営にも多くの教職員が携わることから、学校運営に支障を来さないよう夏休み期間中に実施しています。

こうした試験における新型コロナウイルスの感染者等への対応につきましては、2000人以上が受験する試験を安全に実施するためにも、近府県の状況も参考にしながら、感染者等には受験を控えていただくよう、要項にも記載してお願いしてきたところです。

今後ですけれども、今後は、受験者の受験機会をできるだけ確保する観点から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いを踏まえつつ、他の都道府県の検討状況も参考にしながら、例えば2次試験について日程を調整した上で再試験を行えないかなど、試験の実施方法について検討してまいります。

[40番 中村進一議員登壇]

○40番（中村進一） 今後検討していくということで、近隣の状況も参考にしたいということで聞かせていただきました。

今回のようなことはこれからあんまり起きてほしくはないんですけれども、やはり要項で何とかなるのであれば、その辺、また前向きに検討していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、伊勢志摩の元気づくりについてということで、2点聞かせていただくわけでありましてけれども、これは、知事、南北格差があるんです、やっぱ

り。有人離島はその最たるものなんですね。その延長で話をさせてもらいますが、二つありますが、一つは、離島架橋の促進をであります。特に、鳥羽市から答志島へ橋をかけていただきたい。答志島架橋について話をさせていただきます。

(パネルを示す) これは、鳥羽湾に架かる答志島までの離島架橋、いわゆる答志島架橋の想像図というか、希望図ですね。鳥羽市に御提供いただきました。

この絵が夢に終わらないように、そんな答弁をいただきたいと思うんですが、三重県議会は、平成21年10月20日に全会一致で、離島架橋の早期実現についての請願を採択いたしました。当時名を連ねた方々は、ほとんどもうこの場にはいないので、中嶋議員、今井議員は、ぜひまた応援をしてください。

請願文の中身は、三重県には、有人離島が六つある。離島における本土との地域格差の根源は、ひとえに交通基盤が船舶に頼っている海上交通の脆弱性にある。特に救急時や災害時における救急搬送等の面において、常に不安を強く持っている。志摩諸島の中で面積と人口が最大である答志島は、島内に3集落が所在し、鳥羽市人口の12%に当たる2800人の島民が暮らしている。島を挙げて、答志島架橋の実現に取り組んでいる。離島架橋の推進をさらに積極的に図るとともに、特に答志島架橋については早期に実現されるよう請願する。こんな内容でありました。

これを受けて、歴代の鳥羽市長でありました木田久主一さん、そして我々の同志でありました中村勝県議会議員、今の中村欣一郎鳥羽市長、そして私の後ろで応援の声をかけていただきました野村議員、強く県議会の場で要請してまいりました。私もたしか6回目か7回目になろうかと思えます。この問題を取り上げさせていただいております。

特に、野呂知事時代ですか、請願後の、前も紹介されましたけれども、鳥羽市出身の中村勝県議会議員の一般質問のときは、答志島架橋建設に期待する島民でこの傍聴席が埋まったんです。100名を超えたと思っております。

その後も、中村欣一郎市長は、前知事に対して、1対1対談でもお願いし

ておりますし、また、この7月8日の知事と市長の円卓対話の場でも、一見知事にも離島架橋の実現について要望を出しております。

こういった状況の中で、答志島は諦めていないと思っております。平成21年10月20日、全会一致での、議会での離島架橋の早期実現についての請願採択を県はどのように捉えたのか。そして、採択から今までどのような対応をしてきたのか。何がネックになっているのか。令和4年度は、離島振興法と、県が策定しております三重県離島振興計画が満期を迎えるわけでありませけれども、ここに離島架橋を実現すると入れていただくことはできないのか。その点についてお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 離島架橋についてお話をさせていただく前に、南北についてのお話をさせていただきます。

私は、南北に差異がないと言っているわけではないんです。南は南のいいところもあります。それから、北は北で優位に立っているところもあるんです。三重県の南の人間を家族に持つ私としては、格差という言葉を使いたくないと思います。でも、これを人には強制しません。そういう言葉を使っただけられる方もおられると思います。序列、レベルというようなことを想起されることは、私自身は使いたくないということでございます。なぜならば、やはり南も北も大事な三重県でございます。伊賀もそうです。県内を分断するような気持ちを私自身持ちたくないという思いで申し上げているわけでございます。南は南の発展の仕方がある。北は北の発展の仕方がある。それを全力で応援していくというのが県政であると、私自身は考えているところでございます。

知事の就任後すぐに、昨年11月23日でございますけれども、答志島を訪問させていただきました。離島の方々の思い、これは医療中心でございましたけれども、話を聞いてまいりました。私自身、前の職場にありましたときに国境離島の担当もしておりましたので、離島の方々の思いというのはある程度分かっているつもりでございましたけれども、しかし、今回、話をさせて

いただいて、非常に強い思いが分かりました。

また、議員御指摘のように、7月8日に鳥羽市長との円卓対話においても要望いただいたところがございます。平成21年の請願の話も聞かせていただいております。これについては、それから調査をさせていただいているところがございます。その調査を踏まえて、今後の対応というのを決めていかねばいけません。

架橋の整備には、御存じのように、多大な経費がかかります。全額国でやっていただけるわけではないということもございます。県も財政は非常に厳しいということを改めて申し上げるつもりはありませんけれども、様々な困難な課題もございます。

前回、県議会でも、アンケート結果についてお答え申し上げましたが、七、八割の方が架橋に賛成をしておられますが、中には、架橋について心配されておられる方もおいでになるということもございます。

私ども県としては、島民の方々、あるいはその周辺、鳥羽市の方々、お気持ちに寄り添いながら、しっかりと対応していくのが大事であると思っています。

議員御指摘のように、計画について、これから議論することになってございます。様々な方の御意見を聞きながら、皆さんの気持ちに寄り添って対応していきたいと考えております。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） そんな答弁であろうと思っておりましたけれども、今の答弁だと、明日、建設にかかるようではございませんので、まあ、それは難しいと思っております。島民の皆さんも、すぐには難しいと理解はしております。

当面、今一番困っておりますのは、やはり橋がないということで、今回の新型コロナウイルス感染症のときは、彼らの足である定期船が、新型コロナウイルス感染症の方は乗れない。そんな状況もあって、自分でチャーターしたりとか随分御苦労された、そんな話を聞かせていただきました。言えば、

もう本当に無数に、やっぱり橋があるのとないのとの違いがあります。そういったこともしっかりとお願いしたいと思います。

それから、特に、これは要望にしておきますけれども、医療関係、お医者さん、もうこれには本当に困っておるようでございますので、そういった部分でしっかりと対応していただければ、橋が架かるまでの間、よろしくお願い申し上げたいと思います。

ちょっと予定の時間が過ぎてしましまして、G7交通相会合と伊勢志摩の観光振興についてということで、これは、我々、伊勢志摩サミットのときと、今度のこの交通相会合、もう背景が全然違うだろうし、マスコミへの情報発信の数も違うんじゃないかと思えます。だけれども、この中で、やはり南北格差をもう超えるために、精いっぱい交通相会合を生かしていただきたいというお願いを申し上げたいと思いますが、一言、知事の決意を、本当に誘致するのにすごく頑張っていたと聞いておりますので、その点だけ1点、簡潔にお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 2016年から久しぶりに、G7の会合が日本で開かれるわけでございます。

そこで、観光にも関係がある交通大臣会合をぜひ三重県でということで、志摩市長からのお話もいただきまして、志摩市と共に、また志摩市だけではなくて関係の市町、それから県民の皆さん、企業の皆さん、関係団体の皆さんと共に誘致に努力してまいりました。

皆さんのお力のおかげで何とか誘致はできましたけど、誘致しただけではやっぱりいかんです。実際に、そこで交通大臣会合を成功させなきゃいけない。そして、交通大臣は、どこの国でも大体、観光の関係をされていますので、三重県の観光のよさ、特に志摩、伊勢をはじめとした県南部の発展に関係のある観光の振興もしっかりとやっていきたいと思いますが、県議会の皆さんの御支援と御指導もぜひ頂戴したいと思います。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） 県南部の活性化という言葉でお答えいただきました。ぜひよろしく願いたいと思いますし、我々もしっかりと応援していきたいと思います。

10分、今から、地域から平和を訴えるということで平和教育、平和政策について聞かせていただきたいと思います。

今日は、友人から送っていただいたこの平和という刺しゅうをつけた、いつもこの質問をするときは、このネクタイでこの場に立たせていただいております。

今年はさきの大戦が終わって77年です。沖縄返還50年、昨日は日中国交正常化50年、本当は、今年は平和の尊さを祝う節目の年であります。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻で始まった戦争は終わりが見えません。私が思っておりますのは、戦争は始めたらなかなか止めるのは難しい、戦争が始まる前に戦争を起こさないようにする努力が必要だ、そのように思っております。

ちょっと紹介したかった「三重県史」があるんですけども、これはちょうど日本が戦争に入っていくときの、三重県、いわゆる県庁が地域の皆さん方に、いろんな方々に、どれだけ要請をしたかというのが、詳しく書かれております。三重県国防協会をつくって、そして国家総動員法をつくって、そして地域の、県下の各市町村に対して、知事が様々な提示をして、そして国民精神総動員運動ということで町内会、職場、学校に実行させていく。そして、機構改革で国民精神総動員企画部というのをつくったり等々、県議会も翼賛県会になって、もうまさに戦争一色になっていく状況が、当時の資料を元にまとめられております。まさに、ありとあらゆる団体の協力を得ながら、国民の意識を変えていったということがよく分かります。その旗振りという役割を行ったのが各都道府県であったし、知事であったと思います。

新しい憲法の下、そんなことにはならないと信じておりますけれども、ゆっくりと防衛力強化へ動いてきた歯車が、ウクライナ問題でスピードが上がってきた、そんな思いを持っております。こんな時代だからこそ、地方の

平和政策、平和教育の役割がますます重要だと思っております。

伊勢市では、平成6年から、毎年、ピースメッセンジャーとして伊勢市内の中学生を8月6日の広島平和記念式典に派遣してきました。市内の全部の中学校から2名ずつ行きました。しかし、2020年以降は、コロナ禍でそれができておりません。

しかし、今年は8月3日に、その代替として、「中学生ピースメッセンジャー」広島平和事業を市内の中学校でしました。内容は、千羽鶴の献納式、オンラインでの被爆体験証言講座、そして伊勢市中学生平和サミットと、そんなことしております。そんな中の、1人の作文の一部を紹介させていただきたいと思います。

体験を聞いて、原爆投下から77年という長い年月がたつにつれて、その当時のことを直接体験し、記憶されている方々は非常に少なくなっています。だからこそ、私たちピースメッセンジャーは、この出来事を風化させないように、しっかりと記憶し、伝えていかなければならないと思いました。また、この平和サミットでは、グループで平和について、あなたにとって平和とはというテーマで話し合いをしました。その中身は、どうまとまったかというんですが、平和とは、当たり前前の日常があること、安心できる居場所があること、差別、中傷、誹謗がない世界、助け合い、優しさがあること、対立しても理解しようと努力すること、互いを知ろうとすること。

私は、これを読んで、先般、道徳の話が出ておりましたけれども、まさに平和教育こそ道徳教育ではないか、そんなことを思わせていただきました。

県が、今こそ平和についての政策をきちっとやっていくことが、国の動きを止めることにもなるのではないかと思います。まずは平和政策について、そして時間があれば、教育長の平和教育についてお聞かせいただきたいと思っています。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 県の平和政策についてお答えいたします。

県では、さきの大戦の悲惨な記憶を風化させず、平和の尊さを伝えるため

に、県民の皆さんへの啓発に取り組んでいるところでございます。

今年度も県総合博物館におきまして、戦争関係資料の展示をしたり、高校生たちによる活動の発表会を実施しております。

取組に当たりましては、日本は唯一の戦争被爆国であり、被爆地の一つである広島との連携を進めることとして、例えば広島平和祈念資料館から資料をお借りして展示するとか、活動発表会に広島県の高校生の方をお迎えいたしまして、県立高校の生徒の方と一緒に平和に関する日頃の取組を発表していただいたりしております。

このほか、戦争体験者の方に、当時の状況をお話ししていただいてという活動を行っております。

来場者の方からは、若い方々が戦争や平和に関心を持ち、自ら積極的に発信していることを頼もしく思う、ぜひ継続してほしいといった感想が寄せられておりまして、今後も取り組んでいきたいと思っております。

県民の皆さんが、未来に希望を持ち、幸福を感じながら、安全・安心に暮らすためには、戦争のない平和な社会であることが大前提となります。

一方、議員からも御紹介がありましたように、ロシアによるウクライナ侵攻や台湾をめぐる米中関係の緊張の高まりなど、日本を取り巻く安全保障環境が変化しつつある中で、平和啓発の取組がこれまで以上に重要になってきていると認識しております。

今後も引き続き、平和を希求する思いを1人でも多くの県民の皆さんと共有できるよう取り組んでまいります。

○副議長（藤田宜三） 答弁は簡潔に願います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 平和教育について御答弁申し上げます。

平和は、誰もが夢や希望を持ち、その思いを実現できる社会であるための最も重要な礎です。グローバル化が進む現代社会で、高校生が戦争の悲惨さに学び、国際的視野を持って、平和で安心できる社会を実現するために考え行動できる力を身につけることは、一層重要になっています。

高校では、日本と世界の近現代史を一括して扱う歴史総合という科目が創設され、本年度から全ての高校生が学び、さきの大戦と社会情勢、大戦後の世界の状況など、多面的に考察し、世界とその中の日本を広い視野で捉える力を養います。

また、修学旅行は、日頃の教育活動を体験的に行える機会です。本年度は県立高校36校が広島や長崎、沖縄を訪れ、事前に学習に取り組んでいます。

10月に長崎を訪れる石薬師高校では、鈴鹿市や四日市市の空襲被害の様子や長崎の被爆二世の方を招いて、母親や知人のすさまじい体験と原爆の恐ろしさを学び、戦争を繰り返さないためにどうすればよいか考える学習に取り組んでいます。

今後も、歴史総合をはじめとした授業や修学旅行などで実践的な学習を進め、これからの時代を生きる高校生が、国際社会の一員として、平和と発展に寄与していけるよう取り組んでまいります。

〔40番 中村進一議員登壇〕

○40番（中村進一） それぞれ、お話を聞かせてもらいました。

県は、市町がやっていることと同じようなことをやっと思ってもらいたいです。やはり県らしいことをやっていただきたいと思います。

県の平和に対する予算をちょっと聞かせてもらいましたら、平成29年度は147万8000円やったのが、令和2年度は87万円、そして今年度は60万円と、どんどん、どんどんと削られて、これもどうかなと思います。

せっかく持ってきたので、ちょっとこれだけ。（パネルを示す）これは、伊勢市で、地域で市民がやっている平和活動です。これは、（パネルを示す）津市でやられている戦争展ですね。それから（パネルを示す）これは、松阪市でやられている平和展ということで、こういった活動も大事だと思います。

本当に戦争にならないように、私ども、戦争になれば、議員も職員も協力させられていく、そんな状態を避けたいと思います。

最後に、私も川柳三重というグループに入っておりますので。

○副議長（藤田宜三） 申合せの時間が経過いたしました。速やかに終結願

ます。

○40番（中村進一） 一句だけ申し上げます。「平和の日 消すも灯すも 人次第」ということで終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。中村進一議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

[21番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○21番（稲森稔尚） お疲れさまです。

それでは、中村進一議員の児童虐待をなくすために、についてということで、子どもの命を守るという角度、観点から、関連質問をさせていただきたいと思います。

9月5日なんですけれども、静岡県牧之原市にあります私立の認定こども園で、3歳の女の子が通園バスに5時間置き去りにされて、熱中症で死亡するというあまりにも痛ましい事件が起きてしまいました。昨年7月には福岡県中間市で5歳の男の子が死亡するという同様の事件が起こっているにもかかわらず、何ら教訓とされなかったことが悔しくてなりません。

そこで、この痛ましい通園バスでの置き去り事案について、県としてどのようなことを教訓としていくか、そして社会全体で全ての子どもたちの命、そして安全をどう守っていくかということを議論したいと思います。

県は、牧之原市の事件後、県内の送迎バスを保有する保育施設に対して調査を行ったとのことですが、送迎車両の安全管理マニュアルの策定をしていない施設、運転手だけで添乗員なしの運行を行っている施設、乗降時にダブルチェックを行わない施設はどの程度あったか、その内訳を教えてください。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 県では、認可外を含む保育所、認定こども園、幼稚園を対象に、692の施設に緊急で調査を行い、その結果、95施設で212台の送迎車両を保有していることが分かっております。

その中で、議員から指摘があった安全管理マニュアルを策定していなかつ

た施設が25施設、添乗員が同乗していなかった施設が4施設、複数のダブルチェックで人数を確認していなかった施設が6施設となっています。

調査の結果は以上です。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） それから、静岡県の事件は福岡県の出来事が教訓とされなかったと私も思いますし、厚生労働省や文部科学省や内閣府も、繰り返しそのことを昨年の8月にも、安全管理の徹底ということを求める通知を出してきました。この静岡県の事件が起きてから、再度、今回のような事案が発生してしまったことは極めて遺憾ですということで、再周知を行っています。

県の対応として伺いたいんですけども、県は、昨年の福岡県の置き去りという事案が起きてから、対応を現場に対して求めてきたにもかかわらず、牧之原市の事故を受けてもなお、安全管理マニュアルがないとかダブルチェックを行わないという施設があるということ、教訓とされていないということのを深刻に受け止める必要があると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

それから重大な事故が起きてしまうときには、その前段にヒヤリハットというのは必ずあって、それがドミノのように倒れていって、重大な事柄が起きると思うんですけども、このヒヤリハットの報告を求めるような仕組みというのをかちっとやっていく必要があるとも思います。今後の対応策も含めて伺いたいと思います。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 昨年度の福岡県の痛ましい事故を受けまして、県では、それ以降、監査の項目にバスの安全管理を追加しまして、安全管理の徹底を指導しております。

議員から指摘のあったマニュアルについても、国のほうで義務化されていないというのもあるんですけど、県としては極力つくるようにというような指導もやりまして、去年から8園増加しているという状況はあるんですけど、御指摘のように全てにできている状況にはないという状況ですので、今後、県としては全ての施設でつくってもらう方向で指導を徹底していきたいと思

います。

それと、今回の静岡県の事故なんですけど、やっぱり置き去りを見つける機会というのは何度もあったと思っています。それで、職員のいろんなミスが積み重なって、結果としてこういう結果になったということが分かっております。そういうのも受けまして、県では、緊急の園長会議を9月16日にやって、改めて、みんな、もう一回子どもの安全を第一に考えるということ徹底してほしいということ、バスを持っている園に対して周知徹底したところですよ。

また、ちょうど今日からなんですけど、やっぱり人はミスを犯すという前提に立って、いろんな対応をすることを進めていくということで、eラーニングを使って、三重県立看護大学の協力も得ながら、全ての園や幼稚園を対象に、安全管理の研修を今日から始めているところですよ。

自分としても、本当に小さい子どもがもう二度と亡くなることのないよう、県としてできることをしっかりやっていきたいと思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 子どもが、例えば大けがをしたり、あるいは亡くなったりという重大なケースにつながる前段としてのヒヤリハットをしっかりとつかんで、分析したり、情報共有したりということがすごく大事だと思うんですけども、今後、その把握に努めていただけないでしょうか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） すみません、漏れていました。

去年の事故を受けて、監査のときに、ヒヤリハットの事例も県のほうで確認するように努めております。

今後なんですけど、そういう事例をまとめて、みんなで情報共有して、そういうことのないように教訓にしたりとか、そういうことを起こさないようにどんな工夫をやっているか、いろんな好事例集というのを皆さんにお知らせしていますので、そういう中にぜひつくっていきたくて考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 監査も幼稚園だったら3年に1回だとか、そういう毎年

現場へ行くわけでもないですし、その数字というのをしっかりつかんで、また教えていただきたいと思います。

最後に知事に伺いたいんですけども、知事はこういう静岡県で起きていること、福岡県で起きていること、本当に亡くなった子は40度の体温があって、上半身が裸で水筒も飲み干していたという話を聞いて、本当に、本当につらいなと思います。

三重県で、こういうことが絶対に起きないように、しっかり県が関与を深めていくということが必要だと思います。県は、現場を持っていませんけれども、しっかりとしたそのスタンダードというのを、認可外の施設も含めて、しっかり関与していくということが必要だと思いますが、最後に知事の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（藤田宜三） 答弁は簡潔に願います。

○知事（一見勝之） 亡くなられたお子さんの気持ちを考えるとき、胸がふさがれる思いがいたします。また、それだけではなくて、子どもを持つ親御さんの気持ちを考えたとき、何ていうことなんやろうと思います。

そういうことが二度と起こらないように、県としては、緊急の会議もやっています。それから、御指摘をいただいて検討しますが、ヒヤリハットの関係もやっぱり重要なものだと考えているところです。やはりヒューマンエラーはなかなかなくなりませんので、今、国においては、施設的な部分、ハードで何かできないかというのを考えているところでございます。

県としても、そういったところと一緒に考えていって、こういった事故が二度と起こらないようにやっていきたいと思っています。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

もちろん現場で働いている方の体制だとか、処遇改善だとか、そういうことにも県が積極的に取り組んでいってほしいと思いますし、それは市町のことだとか、所管が違うとか、権限がないとか、国を待っているとか、そういうことではなしに県がしっかり関与して、子どもたちの命と安全というのを

しっかり守っていただくことをお願いして、関連質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

- 副議長（藤田宜三） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

- 副議長（藤田宜三） お諮りいたします。明10月1日から13日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明10月1日から13日までは、委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。
10月14日は定刻より各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

- 副議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時32分散会